

第四十回国会 農林水産委員会 議 録 第十六号

昭和三十七年三月八日(木曜日)

午前十時二十六分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事 秋山 利恭君 理事 小山 長規君

理事 山口長治郎君 理事 丹羽 兵助君

理事 山中 貞則君 理事 足鹿 覺君

理事 片島 港君

安倍善太郎君 飯塚 定輔君

大野 市郎君 金子 岩三君

草野 一郎平君 倉成 正君

小枝 一雄君 坂田 英一君

田邊 國男君 内藤 隆君

中山 策一君 福永 一臣君

藤田 義光君 本名 武君

松浦 東介君 米山 恒治君

有馬 輝武君 角屋堅次郎君

川俣 清音君 栗林 三郎君

東海林 登君 永井勝次郎君

橋崎弥之助君 山田 長司君

湯山 勇君 稻富 稔人君

玉置 一徳君

出席政府委員

調達庁次長 眞子 傳次君

農林政務次官 中馬 辰猪君

林野庁長官 吉村 清英君

水産庁長官 伊東 正義君

水産庁次長 村田 豊三君

委員外の出席者

外務事務官 (アメリカ) 西堀 正弘君

米課長 米課長 仁君

大蔵事務官 宮崎 仁君

農林事務官 高尾 文知君

(林野) 林政部 高尾 文知君

三月八日

委員有馬輝武君及び川俣清音君辭任につき、その補欠として栗林三郎君及び永井勝次郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日(林野)の会議に付した案件

森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

説馬法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

農林水産業の振興に関する件(木更津等におけるのりの被害問題、日ソ漁業交渉問題)

○野原委員長 これより会議を開きます。

森林法の一部を改正する法律案を議題とし、前会に引き続き質疑を行ないます。川俣清音君。

○川俣委員 私は、今議題となつております森林法の改正にあつて、日本の山林行政のあり方、森林行政のあり方を総合的に質問をいたしまして、次に林政全般にわたる各論を進めて、最後に法案を逐条的に質疑をして参りたいと思ひます。なぜ私がこの問題と真剣に取り組みかと申しますと、日本の林業はまだ固定した政策が十分出ていないと思はれるわけでありまして、従つて林業あるいは山林の歴史的觀察を試みて、將來どう発展するであろうかと

いう見通しをつけながら政策を打ち出していかねばならないと思つておられます。その意味で、私も国民に与えられた天然の資源であるわが国土を、国民すべての生活を豊かにするために最高度に活用しなければならぬという立場に立つて、国の政治の最高の責任であるという点からこの問題を進めて参りたいと思つておられます。

まず第一に、長官にお尋ねいたしましたのでございますが、長官は実際の経験も積んでおられますし、誠に林政と取り組んでこられたのでございまして、私はここで質問をして窮地に陥れるなどという考え方は毛頭ございせん。そういう心配なしに御答弁願ひたいのでありますが、ただ邊然と林政をやつておられて後世に悔いを残す結果になつては相ならぬ。特に政治家の意見をあまり聞かれる必要はないのじゃないかと私は思つておられます。あるいは国会の意見をそう重要に考えなくてもいいのじゃないかとすら思つておられます。ただしそれは、政治家や国会は目の前の現象に非常に敏感でありますから、目の前の現象についてしつこく対策を要求いたすのであります。しかしながら、山林といふものはただ目の前のことだけをやっておきますと、最後には行き先を見失ふ結果に相なると思つておられます。ですから、私どもはここで問題にいたしますけれども、あえて追隨したような答弁でなしに、真剣に取り組んだ意味で御答弁願ひなければならぬと思つておられます。これだけをばならないと思つておられます。これだけを前提といたしまして一つお尋ねをいたします。

日本の山林の歴史を見ますと、徳川時代以前から日本の治山治水の立場から山に対する政策ができております。これが日本古来のものであるか、中国から渡来したものであるか別にいたしまして、今日の恵まれた一恵まれたという言葉は必ずしも妥当かどうかはかりませんが、これだけの森林資源を保有するに至りましたのは、やはり徳川時代以来の林政がござつて力があると思つておられます。また山村に住まいをいたした者が、自分の山あるいは領主の山、住民全体の山としてこれを保護育成してきたという恩恵の結果である、私はそう思つておられます。従つて今顧みまして、主として国有林になつておられますところは東北に偏在いたしておりますが、これは秋田藩なりあるいは伊達藩なりあるいは庄内藩なりあるいは南部藩なりが、無沢山の影響を受けて林政に志いたしました結果、今日の蓄積を持っておられると思つておられます。従つて、これらはわれわれの先祖の大きな努力によるものであります。この努力に感謝する気持ちがなければ、今後の林政は進められないんじゃないかと思つておられます。この点についての所見を伺ひたい。

○吉村政府委員 ただいまのお説でございますが、確かに徳川幕府の時代に、特に幕末に近くなりまして、わが国の山林はかなり荒廃する形になつて参つたようにございまして、先生の特別にお親しい秋田地方あたりはかなりそういう面でも荒廃も行なわれ、荒廃をしたのを、当時加藤景林翁が出現して、親子二代にわたつてあの秋田杉の美林を造るものを作られたという事を私もよく聞いております。あの非常な国としての資源がいかに血のにじむような苦労の中に育てられたかといふことを私もいろいろなもので説き聞かしたしておるのであります。こういう林政上の非常な変遷が次々に行なわれまして、現在の森林が残されておるわけでございますが、そのときそのときの林政に非常に力を入れた時期を振り返つてみますと、どうも私も考えまして、最近の事情といふものもかなりそういう時期に当たるような情勢下にあるように感じておるのでございまして、木材の需要は非常に上がりました。にもかかわらず国土の保全を重視しなければならぬ、同時にその需要もいたさなければならぬというよりな時期に私も立たされておると思つておるのであります。お説のように、私もこの際どういった時期に、古い歴史に多く出でられる先覚者の業績をしのびまして、特にこの際力を入れなければならぬというように考えておる次第でございまして。

○川俣委員 そこで森業といふものの本質に触れていかねばならないと思つておられますが、林業と同じような地位を占めております産業として鉱業があ

ると思ひます。この鉱業は御承知の
ように、最初は鉱山心得から鉱業条例
になり、鉱業法になり、今の新しい鉱業
法になったのですけれども、こういう
時代の変遷に伴い、国民の経済の成長
に伴ひまして、国民生活の発展に伴ひ
まして、鉱業法が、鉱産物に対する考
え方が具体的に法律となつて変遷を
しております。ところが林業だけは依然
として旧態のままであると思ひます。
さらに漁業についても同様でござい
まして、海域にありまゝ漁業をどう保
護しながらどう漁獲をするかというこ
とが水産政策の基本でありまゝし、
鉱山につきましても、日本古来の国
土に埋蔵されておりましたものをどう採
取するかということが問題であらうと
思ひます。また林業は、日本の国土に
先祖からいろいろ保護育成されて参り
ましたこれらのものをどう今日の国民生
活の上に寄与するように、また将来の
われわれの子孫の上にどのように残し
ていくかということが重要な使命だと
思ひます。

そこで、鉱山の方の例を申し上げます、
最初は、徳川時代は全部鉱物は領主
または国のものであるという考へ方
であつた。明治初年になりましてから
も鉱山心得によりまして、「鉱物ナルモ
ノハスベテ政府ノ所有トス 故ニ独リ
政府ノミコシテ開採スルノ分義トス」
こういうふうになつております。そう
いう意味で現在でも終戦後の鉱業法の
改正によりまして進んで参りましたけ
れども、終戦前までは「未だ掘探セザ
ル鉱物ハ國ノ所有トス」ということで
国内にありまゝ資源はすべて国の所
有だという考へ方を続けて参りました
が、終戦後は民主主義の発達とそれか

らアメリカの占領政策も加わりまし
て、鉱物の民主的な運営というところ
から変わつて参りましたけれども、そ
れでもやはり依然として国民の資源と
してどう活用するか、こういうことが
主眼になつておつたと思ひます。そ
ういふふうに考へますと、日本の林産
物もまた国民の資源としてこれを活用
すべきものであると思ひます。ただ
この際、国民の資源として活用する
という場合に問題が二つに分かれると思
ひます。今経済の発展に伴ひまして木
材の需要が非常に増大して参つた、そ
れに対応する供給をしなければならな
いと同時に、従来の国民生活に深い関
係のありました山林をどう資源として
保護していくかという二面の政策を
とつていかなければならぬと思ひま
す。

そこで、長官も御存じのように、森
林というのはどんなものだ、学問的な
問題もありませんが、どんなものかとい
いますと、かつて私ここで申し上げた
ことがあると思ひますが、森林の森
(シン)は、植えてをいたしまして、
あがめ奉つてこれを切らざるを森(シ
ン)という、木立茂りても切らざるを
森(シン)という、こういうふうにな
つておる。これが森だということに
なつておる。森というものは、木へん
土を書いてももりであるし、示へん
土を書いてももりと読まれます。神社も
えてもりとまで読ましたというわけ
で、これはやはり国民の生活のシンボ
ルとして何か尊敬していくものでなけ
ればならないという宗教上のこともあ
りまゝし、しかしながら何といひ
まして、今日不安な生活できるこ
とは森林に負うところ大きいというこ

とであらうと思ひます。今すぐ林産物
だと申しますと、木材あるいは樹枝
であるとか樹葉であるとか、あるいは
果実であるとかキノコであるとかタケ
ノコであるとかいふふうに局限いたし
ますけれども、今日の世界の情勢か
ら見まして、木材というものは——森林
というものを直接に利用するだけ森林
の効用と言ひわけにはいかないじゃ
ないか。一面何といひましてはわれわ
れの住まいをいたしております環境
を整備する大きな役割を果たしてお
ると思ひます。たとえば温暖につきま
しても、森林のあるところによつて温
暖の緩和をはかり、あるいは乾燥、か
わいた、しめるという調和の役目も
いたしまして、今日のように工業が
発展して参りますと、空気が非常に
汚れて参りますが、その浄化作用とし
ての役割も非常に大きいと思ひま
す。こう考へて参りますと、単に林
野庁が今力を入れておられます木材の
供給だけを頭にに入れておたならば、
先祖が子孫のために残しましたこれら
の森林を枯渇せしめるような結果に
なつて、先祖に対して申しわけない
し、国土愛というものが生れまてこ
ないのじゃないかという不安も出てく
るわけでありまゝ。われわれが生活す
るのどこかによりどころがなければな
らないと思ひます。郷里へ歸りまして
山村を見て一つの喜びを感ずる、愛着
を感ずる、こうした日本の国土愛とい
うものがほんとうに国民の中にけれ
ばならないと思ひます。そういう意味
でも、単に木材の供給源だだけ考へ
るというのは誤りじゃないかと思ひま
す。この点いかがですか。この答
弁によりまして、いろいろまた入つて

参りたいと思ひます。

○吉村政府委員 お説の通りでござい
ます。私も、デンマークのダールガ
ス氏があのような荒廢した国土から豊
穡の土地を作つたというあの際には、
今先生の御指摘のような森林の間の
効用というものが非常に大きな力に
なつておるといふことを聞かされてお
りますし、また私も身近に信じてい
るわけでありまゝ。私もその使命とい
はしましては、そういう問題の経済
的な問題の調和をいかに技術的によ
くするかといふことを慎重に考へなが
ら、政策を進めて参らなければならぬ
と思ひます。

○川俣委員 それでお尋ねいたしたい
のでありますが、いろいろな生産物の
中でどれだけの範囲のものが林業部門
の中に属するかと考へておりました
か、お尋ねいたしたいと思ひま
す。これはなかなか一々にはきめられ
ないと思ひますけれども、長官の御見
解をお伺いいたしたいと思ひます。

○吉村政府委員 あつとどういふ
れかと思ひますが、林産物といはし
ましては、木材、薪炭、副産物といは
しまして、林内の灌木、草、土石も副産
物の中に入れて処理しております。そ
ういふことに私どもの考へ方の中には
考へております。

○川俣委員 つまり社会的にどれだけ
の生産段階の幅が林業として理解され
るかといふことは、国の歴史的な発展
の事情にもよりまゝし、国民経済
の成長の度合いによつてきまることだ
と思ひます。従つて長期の見通しや
計画を立てる必要があると思ひます。林業
の政策に入るべき生産段階の幅はどこ
までにすべきか、どれだけ小さくすべ

きかといふことは、そのときの国民経
済の状態または歴史的な過程から判断
して参らなければならぬと思ひま
す。

そこで、長期的な見通しを立てなけ
ればならないといふことになりま
す。やはりここに基本的な林業政策と
いふものが生まれてこなければならぬ
のじゃないかと思ひます。それな
しには一体政策といふものが立つてい
かないのじゃないか。農業政策でも五
年、十年先の見通しを立てなければ、
混乱を来たすわけでございますが、林
業政策といふようなものになります
と、長期的な成果を期待するものであ
りますから、やはり目の前のことで
はなしに、相当長期にわたる根本政策
というものが立てられていかなけれ
ばならぬ、そう思ひます。そうなれ
ば、林業基本法的なものがここに打ち
出されてこなければならぬのじゃな
いか。従来の慣性の林野行政では行き
詰まるのではないかと思ひます。一
方においては、経済の需要によりまし
て、あるいは化学工業の発展によりま
して乱伐をしなければならぬというな
要請が強く起つてきております。あ
るいは価格が暴騰いたすことによつて
増伐をしなければならぬという問題
が起つて参ります。一方では逆に、
いかにして日本の水資源を確保するか
という要請が起つてきております。
今日工業用水にいたしましては上水道
にいたしまして、将来十年後を考へ
ますと、危機にくるといふ不安を生
じております。そうなりますと、や
はり根本的な対策を講じておかけれ
ば、その日その日に引きずられてお
つたのでは、林政をになう者として不

十分だという非難を受けると思うのです。私はそういう意味において長官の御意見を伺いたい。

○吉村政府委員 その点につきましては、私も森林法なるものはそういう面での一つの基本的な法律だと思っております。第一条にその目的があげられております。そういう目的に沿ってこの森林の政策を進めて参らなければならぬと同時に、今回の計画制度の改正によりまして、長期の見通しを立てて、その線に沿って短期の政策を進めていくという考えであります。この需要の非常な旺盛に對します増産の対策その他につきましても、どこまでも将来に對する保証その他国土の保全という問題を十分に検討をいたしまして、将来に悪い影響の及ばぬような方策を講じつつ、増産等の実施もいたしておるのであります。

○川俣委員 天然林を伐採していくだけでありますならば、資源が枯渇をするわけですから、造林をするという事になります。そうなりましますと、林業経済と申しますか、林業経営についての一つの方向がなければならぬと思うわけでありまします。ところが、今のところ、林業経営の成果を判定するに足るような標準があまりできておらないのじゃないかと思ふのです。皆さん林学専門ですが、林学の概念規定や体系は、近代科学に基礎を置いておらないという所もあるように思ふのであります。従つて、飽えず動揺いたしました。この林業経営については、しろうとから見れば、諸説ふんぶんたるものがあると思ふのであります。専門家が現れればなおそうだと思うわけです。いろいろ林業経営につきま

しては、土地の純益主義をとる、これは地代の大きさをもつて経営の成果と見る、こういう見方もあると思ふ。あるいは森林の純益主義をとりまして、地代及び林業における企業利潤の合計を経営の成果と見るというふうに、大きく二説分かれておりますが、今こゝでその論争をするという考えはございせん。従ひまして、林業の経営につきましては、標準的なものが見出されてこなければならぬと思ふわけですから、しななければ、現状の経済情勢に押し流されて、造林が不可能になるという結果も出てくるのじゃないか、そう思ふのですが、この点についてどうお考えですか。

○吉村政府委員 必ずかしい問題でございまして、先生の御指摘のようにいろいろな意見がございまして、なかなかこれという点もきめかねるかと思ふのであります。まあ林業を經營して参りますその森林の所有者それぞれにも、一律にきめかねる、それぞれの目的というものが違つたものがあるかと思ふのであります。たとへば造林の植栽の本数にいたしまして、あるいは生産をいたします期待の等級等にいたしまして、一律にはなかなかいかぬかと考えておるのであります。そういうったような、それぞれの森林の所有者の經營する目的というものが、なかなか一律にきまらぬものでございまして、私も、私どもも、それに従つて十分弾力性のある指導をして参らなければならぬかと考えておるのであります。

○川俣委員 この造林にいたしまして、現状の民有林を見まするといふと、これを經營利潤を生ませるための

造林であるのか、または、今の勢力を蓄積するあるいは資本を蓄積するといふ造林の考え方もあると思ふのです。その考え方がいかによつて、増伐を命じたとしても、受け入れられないという事態が起こつてくると思ふのです。これは必ずしも、私どもも、ただ天然過熟を待つような森林は好ましくないとはいへません。私は確かにそう思ひます。現在の国民生活に寄与できないように、過熟の林木を持つておるという事は好ましくないと思ひます。しかしそういう山を持つておる人であればこそ、造林に對する意欲もあるんじゃないか。眼前の利益だけを採算ベースに考えて造林をするといふことになりましますと、これはどの程度に造林をするのが目的なのか、あるいは造林を途中でやめて別な方に土地を利用するといふことに切りかえられないとも限らないと思ふのです。経済ベースを考へますと、そういう結果が出てくると思ふのです。そうすると、造林についていろいろな計画をしたり補助金をいたしまして、土地を別に利用するといふことによつて収入を上げる場合には、途中で伐採をするという事態が起こつてきます。それでは林業に對する方針が立たないんじゃないですか。そこで、やはり将来の林業經營といふものの程度に安定させるのかという方針がここになければならぬと思ふのです。しかしなかなか旧来の――これは不景氣時代に、国有林もやつてきたこととございまして、民有林もやつてきたこととございまして、非常に労働が過剰であつた場合、失業救済的に、それらの労働力を将来に備へて蓄積する。労働力の蓄積

なんですね。過剰労働があつた場合には、それを植へつけさせて蓄積をしておく。林木にかえて蓄積しておく。資本も蓄積しておくというやり方もあるわけですから、あるいは不時に備へまして、これほど社会制度が発展したしておりません時代で、自給自足で、自分で被害を防止し、自分で生活を守らなければならなかつた時代におきましては、自分の自給自足の建前から、危険負担にたえ得るような造林をしておつたでございまして、今日でもなお、山村に参りますと、政治の恩恵が薄いとところにおきましては、やはり自己防衛としての山を持つ。これは採算ベースじゃなくして、危険、危害、不

時の災害等を防止するために、あるいはそういう災害の復興に役立たせるために、採算ベースを考へない造林もあるだろうと思ふ。それを一概に、木材の需給が窮屈になつたから伐採せよと言ひまして、これはできないことじゃないですか。やれるといひますれば私はけっこうだと思ひます。植へたものを強制伐採できるとすれば非常にけつこうなことだと思ふ。これができるとすれば、土地の所有形態について、もう突つ込んで何らかの処置をすることができる時代だと言へると思ふのです。そういう意味では、今日の造林を進めて参りますときに、ただ単に補助あるいは指導奨励だけでは、日本を山林化するといふことができないのではないか、こう思ふのです。この点について伺ひたい。

○吉村政府委員 仰せのように、森林を持つに至りました森林所有者のそれぞれの目的といふものはいろいろございまして、特に自分で造林をした立木に

對する愛情といふものは御指摘のように非常に深いものがありまして、なかなか簡単に切ろうという氣持にならないうといふことも確かにあると存じます。しかしながらそういう情勢は確かに認められるのであります。一方國民經濟上から見まして木材の需要、また國全体の産業の向上という意味合いかから、この木材の生産の持続的な増大といふことはぜひとも必要なことであると思ふ。そのためには仰せのように指導であるとか補助であるとかいふだけでは十分でないといふことも私どもも考へなければならぬかと考へるのであります。そこで私どももいたしましては、個々の森林所有者それぞれがほんとうに時代に目ざめると申しますか、置かれておる日本の全体の經濟情勢、社會情勢に十分目を開いてもらひまして、それによつてみずから進んで計画的な經營をしてもらふように、普及事業その他の強力な推進によつてこれを進めて参らなければならぬと思ふのであります。ですからどこまでも私どもは、個々の森林所有者が森林の持つ使命、同時に國家社會の要請といふものを十分に認識して、もう一つ、そういう面に努力をするといふことがまず大切ではないかと思ふのであります。それに従ひまして造林その他の諸施策も大いに強化して進めて参らなければならぬ、かように考へております。

○川俣委員 長官の今の説明は非常にまともらしいんです。その説明をされても決して不当だとは言へません。時代の要求に目ざめた造林の計画をすべきである、時代の要求に應じて國民的にお互いが協力して伐採もしなければ

はならぬ、それはその通りだと思ひます。それは現状の経済情勢というものはみんな、はだで、頭で感知することができるといふ。しかし三十年後、四十年後の情勢というものを個々に判断をせよといふことは無理なことなんです。今の時代はわかります。しかし木材の造林の成果が上がるのは四十年後あるいは四十五年後なんです。あるいは三十年以後なんです。経済情勢がどうなるかといふことは、国民個々には見通しができないはずなんです。個々に判断せよといふなら、投機的になります。山師になります。一定の計画を持って言ひましても、三十年後、四十年後の個々の計画というものは全体の計画から押し流されてしまひまして、期待したものの効果が上がらない。個々の期待が現われてこない。そういういたしますならば、やはり国が四十年後、四十五年後、五十年後の見通しはこうなるであろうといふことがまず示されなければならぬ。そういう現状を認識せよ、十分現状を見てほしいといふことはよくわかります。お説の通りだと思ひます。おのおの社会生活をしておるのでございまして、から、社会の状態を無視したやり方は許されなないと思ひます。お説の通りです。三十年後、四十年後を見通さなければならぬ事業なんです。そういうとやはり国が責任を持った、今助成するとか補助するといふのはなく、四十年後、五十年後にはこうなるであろうといふことを示さなければならぬ。その長期間にわたつてこういう施策をするのだといふ裏づけがなければならぬだろう、こう思ひます。そう思ひません。

○吉村政府委員 確かにその必要がございします。造林をして林業を営むといふ経営者の個々が将来の見通しを持たずに造林をしていくといふことは、いかに要請が強いとしても非常に不安なことではございしますから、従ひまして、私もいいたしましては少なくとも林木の一代程度——四十年程度の長期の木材の需要供給の見通しについては森林計画によつて農林大臣が立てることになつておるわけではございします。

○川俣委員 長期計画を立てる、確かに今度の法律の改正の中には長期計画を立てるといふふうになつております。法案についてはあとで触れますが、まず基本的に、日本の将来の国土保全あるいは水資源の涵養等からいひまして、どういふところにはどの程度の造林が必要であらう、どういふところにはこれは国民の一つの資源として持つておるのだ——これは簡単に言ひと、保安林として持つておる、こういうことでは。水資源でもあるとともにも国民の一つのレクリエーションの場としても、あるいは国民生活の一つの慰安的な風貌と申しますか、国土の美化の上からも持つていなければならぬ点はあるだろうと思ひます。私どもよく飛行機で飛びまして山に木のなるところを見ると非常に情けなく思ひます。これがわが国土かと思ひます、これは人の土地でありまして大へん情けなく思ひます。そういうふうなことになると思ひますから、どういふ点については造林をするのだ、どういふところはある程度過熟をいたしまして保護していくのだといふ考え方が出てくるだろうと思ひます。そういうしますと、長期計画の中におきましては限定的に切れないものも出てくるだろうと思ひます。いかに需要が旺盛でありまして、需要にたえず得るようには増伐ができないという結果も出てくるだろうと思ひます。そうすると外材を輸入しなければならぬといふ問題も出て参ります。国内の資源を確保する上から一億万石以上を今切るといふことは将来に大きな痛根を残すのじゃないか、輸入によつて今カバをいたしまして国内資源を確保する必要があるのじゃないか、確保したからといひまして、これは何にも損失にならないのです、国全体からいひて。今切ることとまた必要でありまして、切らずに残しておくことも決してこれは損失にならない、私はそう理解する。従つて、どうも林野庁といふことになりまして、業界の圧力が強くて、今度は政府の施策によつて増伐をいたしたしたけれど、そうじゃない、いわゆる業界の需要の圧力にたえかねて必要以上伐採した、どんな計画を立てても計画案以上に伐採したこともあるのじゃないですか、部分的には。これは例をあげてもいい、あるのです。それは何かといふと、その時点においてはその地域社会の強い要望であつて無理はないと思ひますけれども、総合的に見ると必ずしも国の資源の運営からいひて妥当であつたかどうかといふことになると思ひます。年々生産されるものでありますればこういう問題は起こつて参りません。けれども、長期に育成しなければならぬものでありますし、また伐期四十年と申しまして、地形的にあるいは地質的にいひて、もう少し置く方がより良質のものを生産するといふことになりまして、四十年伐期で切るべきだとか、四十五年で切るべきだ、あるいは小径木は三十年で切るべきだといふ簡単なものではなないと思ひます。それは需要に従つた伐採計画であつて、国の資源といふものをどう活用するかという伐採の仕方ではないと思ひます。本質的な森林の活用ではないと思ひます。国民生活の上から利用度が高い、需要度が高いから切るといふことは一つの方法ではございしますが、必ずしもあなた方が学んで参りました林業のオーソドックスな考え方はなないと思ひます。私は勉強して参りませんけれども、あなたの方を教つてきたと私は理解しておる。その切り方じゃないんではないですか。あなたの方は金をかけて勉強してこれらんだからおわかりだと思ひますから、一つ御説明願ひたい。

○吉村政府委員 伐期の問題でございしますが、私もこの森林計画におきまして伐期をきめて参りますのは、標準伐期でございします。標準伐期は、総平均成長量最大の時期を見て標準的のこの辺が一番経済的に適当であるといふような時点をきめるわけではございしますが、そのほかに個々の森林につきましては、お説のようないろいろな問題があるかと思ひますのでございします。そういう点につきましては、私どももいいたしましては、個別経営計画を立てる際にそれぞれの用途を講じまして、あるいは普及員がカルテを持つて、それによつて個々の山の状態を見きわめながら指導をしていく、あるいは個別経営計画の立案を指導いたしまして、その伐採あるいは造林について

は十分その地方に、またその土地に、また需要にマッチしたような経営の方式を考えて指導をして参るといふように考えておるのでございします。その経営を立てます上には、やはりその地域森林計画を順守するといふ範囲内で指導をして参りたい、かように考えております。

○川俣委員 長官、私の質問を誤解されておるのです。それは確かに地域経済の上からいひまして、その伐採についての適期といふものは、その地域社会からいひればあると思ひます。私はそうじゃなくて、本質的に木材というものとまた森林というものの価値を、たに需要にだけマッチして適期をきめるといふことは適当じゃないんではないかといふことなんです。それによつて全体的、国民的な損失が起これば別ですけれども、今日の利に有利でありまして、その地域社会だけで、小さい地域社会だけでは有効でありまして、国民全体から見れば必ずしも必要だといふことにはならないんではないか、こういうことなんです。しかしそれはよろしうございします。そういう意味でお尋ねしたのでございします。

そこで一つ、基本問題調査会で打ち出されまして家族経営林業といふものがございします。これにつきましても、家族経営林業といふのは、おそらく家族の労力をもつて、農業に付属した土地、または隣接した土地といふところの土地の利用方法として農民が利用する、こういう意味で家族経営林業といふものが考えられると思ひます。これは確かにあると思ひます。しかし、一方木材の需要の市場性から見まして、価格

○吉村政府委員 大綱も見せていたたきまして勉強させていただいたのでございます。私どももそれには同感の面もありますし、なかなか現状では無理だということもございますし、また私どもも十分に検討してみなければそれに対する批評というようなこともできないものもあるわけでございます。さらに次の段階で林業ないし森林の施策を進めるにあたりましては、十分私どもの案を確立いたしまして、広く御批判を仰ぎながら、また御指導を得ながら進みたいと考えておる次第でございます。

○川俣委員 もう一度ちょっと戻りたいのですが、先ほど申し上げたように、基本問題調査会の部会では、農業と同じく土地の生産については土地経営が行なわれるのであるから、西欧型の家族労作経営が妥当である、こういう一つの方針を打ち出しておると思うのです。これを家族経営林業、ヨーロッパではむしろ農家林業と申しますが、しかし何と申しましてもあるな方が方針を出しませんから一般に非常な勢いで進んでおるのです。それはどういうのかと申しますと、やはり專業的大経営というものが着々と進行しておると思います。そうじゃないですか。最近のバルブ資源の枯渇からいたしまして、かなり集約的な経営をしようという面が出て参りましたし、また一面、木材の高騰から造林意欲が相当出て参りまして、集約経営をするために地上権を買い集めたりあるいは所有権を集めまして、そして木式な企業に入ろうという動きがあるわけです。これは見のがせない。一方で家族経営林業は

幾らかでも進んでおるかという、全

然進んでいない。時代の要求じゃないかといつてそのままに放任するのとかどうかという問題が出てくるのです。あとから基本方針を立てて、いや家族経営農業に戻すんだ、こういうことはなかなかむずかしいことになってくるのじゃないかといふことも考えます。従つて、この際、長官は私らの大綱を読んでおられましょ。しかし長官が読み、部長が読み、それから林野庁の組織として検討してもらわなければならぬ。長官の個人の意見とかあるいは部長の意見とかいうようなものではなくて、やはり組織としてこれを検討してもらいたい、こういうことですから、それは十分検討してほしいといふことよりもあなたが案を立ててほしいといふことです。案を立てる前のブルドーザーの役目を果たしたといふことで、どうかそういう意味で御検討願ひたいと思つたのです。

次に移ります。もう時間もないので、すから、宮崎さんが来ておるので一つお尋ねをしたいと思います。なぜ林業経営が国有林経営をしなければならぬか。従来からの答弁によりますと、民有林経営であらうと国有林経営であらうと、適当に需要供給に應じた伐採が進めば同じだといふような答弁じゃないけれども、そう何われるようなことであつたと思つたのです。

そこで宮崎さんにちよつとお伺ひしたいのです。なぜ国有林業といふものは国有林経営でなければならぬとお考えになつて予算上の処置をしておられますか、一つお尋ねしたいと思つたのです。

○宮崎説明員 大へんむずかしい問題で、お答えになるかどうかわかりませ

んが、先ほど先生の御質問で出ておりますように、森林の非常に大きな機能として国土保全といふようなもの、あるいはその他広く国民経済的な観点から出た要請があると思つたのです。そういう観点でわが国山林を見て参りますと、重要な水源山林であるとか、あるいは私林経営では開発が困難なような条件の悪い山とか、あるいは大規模な開発をするのが資金的に困難であらうといふようなことがいろいろあるかと思つたのです。もともと国有林の成り立ちが治草的なものであるといふふうに伺つておりますけれども、結局そういう経済的、社会的な立地といふものがあるために、国有林として国が経営していただくことの意義が認められておるといふふうに私も私どもは理解しております。

○川俣委員 宮崎主計官、なかなか理解があるじゃないですか。ほんとうにそう考へて予算の査定でもしておられるなら非常にけっこうだと思つけれども、必ずしも今お説のような基本方針でやっておられるとは私は理解しにくいのです。

そこで一つお尋ねしますが、林野の特別会計は企業会計であるか、管理会計であるか、議論のあるところであると思つた。これだけ大きな事業をやつておられるから、事業会計と同時に企業会計だと認められるところが妥当だとも思われます。しかし今宮崎さんが言うようなことになりますると、国土の管理会計だと言えないわけではな

い。一面大きな国土保全の管理会計だと見るべき点も出て参ると思つたのです。そうすると単なる一年の収支計算で、バランスがとれているから運営がうまくいっているんだ、赤字が出るから運営がまずいんだといふような、いわゆる純企業会計的な批判は出てこないと思つたのです。この点は宮崎さんはどうですか。

○宮崎説明員 国有林野事業特別会計は御承知のように一応企業会計としての発生主義の形式をとつております。その内容といたしまして事業は、本来の企業計算をいたすような森林の経営という部面のほか、治山でございまして、あるいは民有林に協力するため各種の施策といふようなものも含めまして実施いたしておるわけでありまして、三十五年度からは御承知のように民有林の治山のための治山勘定もその中に設けられておまして、そういう意味で国土の保全とかあるいはそういう民有林に対する森林政策の推進といふような機能もあわせ持つておるこの特別会計が運営されておる、こういうふうに考へております。従いましてこれはまあ国の企業でございまして、ほかの場合でもある程度同様でございまして、単に利益を追求するといふよりも、この特別会計が運営されているのではない。それは当然その前に公共の利益といふものがあつてこれが国の企業として営まれておる、こういうふうに私どもは理解しております。

○川俣委員 そこで宮崎さん、こういうことだと思つておられ、鉄道の特別会計とかあるいは専売の特別会計などと違つて、これは赤字を出さないと思つた。幾らでも赤字を出さないで済むんです。もし長官が腕を上げたと思つて、赤字を生じないといふのだつ

たら、必要以上の伐採をすれば、必要以上の財産を売り払えば、これは黒字になりますよ。持つてくる財産を全部売つてしまえば一番成績が上がつたといふことになるんじゃないですか。こういうことになりやせんですか。そういうことをさせないといふことが特別会計の本来の任務だと私は思つてゐる。道楽むすこがうちの財産をみんな売つてしまつて金にかえたら黒字になつたといふことをほめることだと思つた。そこで歳計剰余金といふのがつけられまして、いわゆる純益計算でない歳計剰余金を生んでおるわけですが、この歳計剰余金を宮崎さんはみんな純益だといふふうにはお考えになつておられないでしやうね。この点どうですか。

○宮崎説明員 御指摘の通りでございまして、この特別会計が大きな剰余金を出すといふことは好ましいことではないと私も考へております。もちろん剰余金といふものと企業会計上の損益といふものは別途の概念でございまして、利益が非常に大きい場合には現金の方も余つてくる場合も多いかと思つた。それと、当然それは同じ金額になるといふものではございません。たとへば最近の事例で見て参りますと、三十五年度の決算では歳計剰余金は四十五億出ておりました。利益は百十億になつております。剰余金はあまり大きな金が出るというところは、こ

ういった予算の運営上としては必ずしも好ましいことではないのではないかと考へております。これは木材の価格が非常に変動がございまして、そういう事象を生じている事例もあるよ

うでございましてけれども、そういうふうには考へております。

○川俣委員 主計官、なかなか理解があるんですね。そこでその理解の上に立つて一つお尋ねいたします。

木材価格の変動がありまして、非常に安いときには赤字と申しますか、これは赤字とは言えないでしやうけれども、バランスがとれないといふことで苦慮するわけですが、しかしこういう林業経営の上からは、かなり生産物に高低のあるものですか、安いときに損をし、高いときにはもうかつたのを、長年月でバランスをとるといふ考え方をしなければならぬのじゃないか。そうしなければ、完全な林業経営といふものはできない、また造林計画もできないのではないかと申します。

そこで剰余金がだんだん出てきたときの一つの方法として、かなり国有林を売り払つた過去の実績もありま

から、保安林等の買い上げを初めといたしまして、主計官も公共事業をやつておられて御承知でしやうが、今後工業用水であるとか都市用水であるとかいうものの枯渇がだんだん出て参る。これは地下水でありますから、地下水といふものは大体学説的には一つの底の流れてございまして、従つて高いところから低いところに行く。山が繁茂しておりましたら、そこに保持された地下水が低いところへいくことは当然であります。その補給ができないと、地盤沈下が起る、こういうことになると思ひます。そこで都市の付近に、必ずしも従来の保安林的なものではなくとも、都市美の上からも、都市の国民健康の上からも——国民健康といひま

は改良を命ずるということになっております。ところが森林が一番保水力があるのだということを強調しておられる。あなたが保水力を失った場合にはこれに改良を命ずるというようなことがないのです。かつて山林局の中で作られた牧野については保水力を失った場合には指示、助言をして、保水力のあるように改良を命ずるということになっておる。見てごらん下さい。牧野法にあるのです。牧野ですら保水力が欠陥してはいけないという方針を立てておられるときに、森林というのは漫然と保水力を持てているのだからということ、それに安閑としてはおられないのではない。単なる保安林だから保水力があるのだというところは、必ずしも技術的に科学的に妥当とは言えないと思つておる。そういう意味で、大都市の付近の上流地においては、特に保水力を考えた、いわゆる水源林としての機能を十分果たさせる施策を講ずる必要があるのではないかと、こう思ふのですが、この点はどうか、どう思ふのか。

○吉村政府委員 先ほど簡単に保安林と申し上げましたが、水源保安林につきましては、やはり水源林の荒廃と申しますか、結局は保水力が低下したということになるかと思つておる。森林の土地の状態が非常にいい場合に完全に機能が果たせるというような考え方を持っておるわけでありまして、伐採をして、それによりまして土地の状態が心配が出てくるということをお考えまして、伐採後に植栽がなされない場合には植栽の命令を出して植栽をさせる、それをきかない場合には代執行も

やるというふうな制度にいたしました。やるといふような制度にいたしました。

○川俣委員 二十九年国有林野事業特別会計法が改正され、治山事業をこの会計で行なうこととなった。この改正によつて、利益を一般会計に繰り入れるのは、予算をもつて繰り入れをきめたときだけとし、この会計の利益で、民有保安林を買い入れて、治山事業を行ない、国土保安に努め、なお余裕があれば内部に積み立てて、国有林の充実に充てることとした。こうなつておられます。そのために森林資源の維持増強のために基金を設けることになつておたはすのですが、これはどうしてできないでおるのでしょうか。

○宮崎説明員 二十九年の特別会計法改正によりましてたゞいまの森林基金の問題でございまして、これを作つたときの考え方と申しますのは、たゞいま先生お説みになつたような森林資源の維持増強ということをやつていこうということであつたと思ひます。その後の経緯を見て参りますと、結局基金の積み立てをいたす場合の具体的な構想といひますか、そういう点々がどうも法律策定の際に十分に明確にされておらなかつたということ、もう一つはこの間におきまして、国有林野事業特別会計の事業の経緯と申しますか、非常に変動がございまして、二十九年の風倒木の問題、あれが大體三、四年かかつたわけでございますが、そういうふうなことがございまして、非常に経緯が安定しなかつたといふことがございまして、それから三十五年ごろからは、民有林の協力のためにすぐに資金を出せというふうな要請が非常に強かつたわけでございます。

す。こういうふうな事態にかんがみまして、この二十九年の法律で基金を作つてやつていくかどうかということについて至急検討する必要があるといふことになりまして、三十五年に国有林の経営調査会が設けられて、こういった問題を議論したわけでございますが、それが結論として、三十六年に法律改正をいたしました。国有林の利益についてはその半分を損失補てんの積立金として、これは国有林の損失に充てるために積み立てる。残りの半分はこれは特別積立金という形にいたしました。これを国有林が民有林に対して協力するための資金として今後使つていこう、こういう制度に改めたわけでございます。そういうことで従来の森林基金といふもののかかりと申しますか、これをより具体的な実行可能な制度に改めるということによつてやつてきたわけでございます。森林基金が実際に積み立てられなかつた経緯は、今言つたような次第でございます。

○川俣委員 ここで問題が二つあるのです。一つは二十九年の改正のときに森林資源の維持増強のために新たに基金を設けるといふことを国会で政府が答弁をいたしております。そういう施策を打ち出すといふことを明らかにしておるわけ。それが風倒木の事態でおくれているといふことは認めます。しかし、法案を出して審議をするときにはこういう説明をしていながら、そういう説明をしていながら、あとでまた変わつてくるということになると、常に出す法律が三年後、四年後には変わるということ、説明があるいは説明が変なるといふことを懸念するわけ

なんです。今も森林法を出しておりますけれども、今の説明とまたあの説明と違つてもいい。これは林野ではたびたびやつておることなんです。初めてのことではないのです。たとえば水源林につきましては一般会計で国の負担で水源林の造林、民有林については、民有林といふよりも、これは公有林においてやつておつたわけ。それを今度は法律で民有林にまで拡大したわけ。当時の会計は一般会計でやつておつた。ところが今度は間もなく公園造林をやる、分取造林をやる、こういうふうに変つたわけ。今の基金制度につきましても、国会の要望や政府の説明と相違ちまして作ること、今宮崎さんの言われるように変わつてきております。そこでもう一つの問題は、確かに風倒木等があつて、これは林野にとりましては重大な事態でありましたから、おくれることはやむを得なかつたと思ひます。しかし昨年からは国有林におきまして八百万立方メートル、おとしは四百万立方メートルの増伐計画を立てておる。木材価格も上がつておりますし、自分の力ではなしに経済の力で、林野庁の力でなく経済の力で、それだけの収入を上げたのでありますから、やはり森林資源の維持増強のための基金といふものを設けてもいいときに、なつてきたのではない、あるいはこの基金をもつて民有林の保安林を買い上げるという制度もできておるわけでございますから、これを拡大していただく必要があるのではない。これはあなたの方の力で余裕ができたんじゃないです。国民経済の成長の中で、国民経済に沿つて出てきた収入なわけ

です。しかも増伐という国の要請に従つて増伐した結果の収入増なんです。収益とは言わないにしても収入増なんです。これは収入であるかどうかは問題でありまして、これを今のうちに何かの形で基金にしておく必要があるのではない、あるいは民有林をもつと買い上げる、また保安林地域を拡大していかうか、あるいは民有林の十分造林の行なわれなかつたところを買い上げて造林をするとかいふ方策をやるために必要な収入と見てよろしいじゃないかと思ひますが、長官どうですか。

○吉村政府委員 その点につきましては、三十六年度に、先ほど御説明もございましたように、利益金の半分は特別積立金といたしまして、それから半分は利益積立金といたしまして積み立てることになつたとして、国有林の経営の将来のために備へることになつたとして、森林基金制度は廃止をしたことになつておるのであります。

○川俣委員 この会計が始められた当初におきましては、固定資産が百四十億、流動資産十億、合せて百五十億で出発したのでございまして、當時は木材及び木炭は公定価格によつて統制されておる、収入も少なかつたものでありますから、こういう評価をしたのでございまして、さらに一般の経済界が二十六年の朝鮮事変を境にいたしまして好況になつて参りましたので、二十九年に再評価いたしました。その結果、再評価前の総額は三百五十億であつたが、再評価後は六千二百二十億となり、約十七・六倍となつた。なお、三十一年度には国有林野事業特別会計法施行令を改正して、勘定科

いまして、その反騰が出てきたのではないかと思っておりますが、私どももいたしましては今までの対策をゆるめずに進めまして、特に各地の地方の実情に沿った弾力的な措置を講じまして、ひどい反騰を防ぐように努力をいたしたいというように考えておるのが私の今の実情でございます。

○川俣委員 国民が消費者の立場から懸念しているように、今後木材の高騰が他の物価の高騰を引き起こすことのないようにということが、一つの願望になっておるだろうと思う。それにこたうるに八百万立方メートルの増伐をしたのですが、この上また増伐計画をやるといっても、それはかけ声だけになって力を示さないと思うのです。そこで今度上がったときにはどうされる

ことになるのですか、お示しを願いたいと思うのですが、これは簡単でよろしゅうございます。別に深く問うつもりはありません。

もう一つお答え願いたいのは、今後造林を進め林道を開発していくということになると、従来のように山村の雇用が得られないのではないか、雇用が非常に悪化してゐる。特に安定所あたりは、これは秋田の安定所の大きな掲示板でございしますが、県内外の土木業、林業、水産業その他臨時に就業することとはやめましよう、雇われるのはやめましよう、それで失業手当をもらつたりするようなことはやめましよう、それよりも今の経済の成長に伴ひまして、満二十五才未満の独身者であるならば、将来性のある、安定した職業に責任を持って旅費その他の便宜をはかるからそちらにおいて下さい、できる

た材木所としては、国の方針に従つて

にやがましく言うけれども、あとにつ
いてはもうほりりっぱなしということ
が現に行なわれておるのです。それば
かりではありません。たとえば林野整
備でやつて町村の基本財産として売り
払っている場合、売り払うまではずい
ぶんやかましいことを言いますけれど
も、売り払った後にどんな運営をされ
ておるか、これは放任しっぱなしで
す。すぐ皆伐をしまして、数年たつて
もなお皆伐した跡のままになつてい
る。そうすると、その四、五年の間皆
伐しないで保存しておった方がどのく
らいその町村のためにも、また国全体
の資源のためにも役立ったかというよ
うなことはあるわけです。そのときの
町長、そのときの村長が、皆伐すると

つまりは、伐採して四、五年はくりつぱなしにしておけるといふことは、土地の利用度からいっても好ましくないのです。また財産の保全の上からも好ましくないのです。許可するまでは非常にやかましいけれども、あとは見のがしてしまふということに欠点があるということを、この際喚起しておきたいと思つてございます。そういうことが保安林施設の中に当然入るべきじゃないか。入れていないのですね。ただありますのはこういう点です。保安林については、法令に基づく義務の履行、除伐等一切の場合を除き「都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、」——これは、多目的ダムあたりいくと、土石の採掘と申しますか、樹根の採掘と同じ機能を果たすので

五、民有林勞務者の安定的確保のため、労働条件の改善、社会保障制度の確立等その福祉並びに所得の向上を図ること。

六、国有林野事業の運営に当っては、直営生産を堅持し、従業員自身の安定、労働条件の改善に努めること。

七、中央及び地方の森林審議会の委員については、広く人材の参加を求め、森林計画制度の運営を民主的にすること。

八、森林組合制度について再検討すること。

右決議する。

以上であります。

各党間の意見を調整いたしますために、案文を皆さんのお手元にまだ御配付を申し上げておりませんが、御了解をいただきたいと思ひます。

この案文につきましては慎重に各党間で十分意見の交換を行ないまして、相当時間をかけまして検討、成文化したものでございますが、特に六並びに七の条項につきましてはその表現はここのようになつておりますが、若干趣旨等について補足を申し上げておき、その点について政府当局においても十分附帯決議の趣旨、また説明の意のあるところについて御説明等をいただきますと思ひております。

すなわち、第六の「国有林野事業の運営に当っては直営生産を堅持し、従業員の身分の安定、労働条件の改善に努めること」となつておりますが、この点につきましては、最近の労働事情を見ましても、特に国有林野事業におきましては漸次請負の方向に拡大される傾向があるものであります。このことは直ちに国有林野事業に従事しております従業員自身の身分に大きな影響をもたらすことを憂へるものであります。い

らないことをこの六の条項において強調したつておるのであります。その点については十分政府当局なり林野当局において意のあるところを理解をせられ、御賛成いただきたいと思ひます。

七の「中央及び地方の森林審議会の委員については、広く人材の参加を求め、森林計画制度の運営を民主的にすること」となつておりますが、この点につきましては、たとえば林業労働者をもつて組織されておる団体の代表、あるいは小規模林業経営者の代表等、現在審議会の委員の中には全然加わつておらないのであります。学識経験者をもつて組織、構成されておる審議会でありまして、その学識経験者の範囲については、今私が申し上げましたような点を十分に考えられ、最近の労働情勢、また努力事情等、また、ややもすれば下積みになつて、その意見の反映を見ざる小規模経営者の意向等が十分に審議会に反映をし、そして計画制度の運営が民主的に円滑にいくように御努力を願うという趣旨をこのように表現申し上げておるのであります。この点については十分政府当局なり林野当局においては十分われわれの意思をくみ取られて善処せられんことを付言しておきたいと思ひます。

他の問題につきましても過日來の熱心な審議によつて明らかにされた点を案文化いたしましたものでございまして、あえて説明することを省略いたしますと思ひます。

○野原委員長 採決いたします。足鹿君の動議に賛成の諸君の御起立を願ひます。

【賛成者起立】

○野原委員長 起立総員。よつて、足鹿君の動議の通り本案に附帯決議を付するに決しました。

本決議について中馬政務次官より発言を求められております。これを許します。中馬農林政務次官。

○中馬政府委員 ただいまの附帯決議につきましても、政府においては十分に検討を加へたいと思ひます。

なお、第六項については、特に今まで直営を減らしたという方針をとつたつもりはなくて、今後も御趣旨の線に沿つて参りたいと思つております。

第七項については、長官の方からお答えがあると思ひます。

○吉村政府委員 第七項については、現在までも十分御趣旨に沿つておる審議会の委員の選定というものを考へて参つておたわけでございますが、さらに慎重に検討をいたしまして、山林所有者、森林経営者全般にわたつて十分に意思が反映できるように体制に進めて参りたいと思つております。

○野原委員長 なお、本案議決に伴う報告書の作成等につきましては委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○野原委員長 御異議ないものと認めます。よつて、さうに取計らいます。

○野原委員長 次に、競馬法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。中馬農林政務次官。

競馬法の一部を改正する法律案
競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条 第一項を次のように改める。

日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行なうことができる。

第一条第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 左の各号の一に該当する市町村で、その財政上の特別の必要を考慮して自治大臣が農林大臣と協議して指定するもの（以下「指定市町村」といふ。）は、その指定があつた日から、その特別の必要がやむ時期としてその指定に附した期限が到来する日までの間に限り、この法律により、競馬を行なうことができる。

一 著しく災害を受けた市町村
二 その区域内に地方競馬場が存在する市町村
3 前項の規定による指定には、条件を附することが出来る。

第四条を次のように改める。

（入場料）
第四条 日本中央競馬会は、競馬を開催するときは、入場者（第二十九条各号に規定する者その他の者であつて省令で定めるものを除く。）から省令で定める額以上の入場料を徴収しなければならない。

第五条第一項中「又は二十円」を削り、同条第二項中「十枚分又は百枚分」を「十枚分以上」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

（勝馬投票法）
第六条 勝馬投票法は、単勝式、複勝式、連勝式及び連勝複式の四種とし、各勝馬投票法における勝馬の決定の方法並びに勝馬投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、省で定める。

第七条 削除

第八条第一項及び第九条中「附録第二」を「附録」に改める。

第十二条第一項中「単勝式、複勝式及び連勝式勝馬投票法」を「各勝馬投票法」に改め、同条第二項を削り、同条第三項前段中「表示された馬を」表示された番号の馬（連勝式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法に於ては、その勝馬投票券に表示された組のいずれかの番号の馬）に「連勝式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法に於ては、その馬の属する組」を「連勝式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法に於ては、その番号の属する組」に改め、同項後段中「連勝式勝馬投票法」を「連勝式勝馬投票法及び連勝複式勝馬投票法」に、「同一の連勝式番号をつけられた馬」を「同一の番号」に、「表示された馬」を「その番号の馬」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前四項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第二十条から第二十二条までを次のように改める。

（競馬の開催）
第二十条 地方競馬は、左の各号に

第一類第八号 農林水産委員会議録第十六号 昭和三十七年三月八日

に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があると
き。

3 会長は、前項の規定により理事
を解任しようとするときは、農林
大臣の認可を受けなければならない
い。

(役員兼職務禁止)

第二十三條の十五 役員は、営利を
目的とする団体の役員となり、又
は自ら営利事業に従事してはなら
ない。

(代表権の制限)

第二十三條の十六 協会と会長との
利益が相反する事項については、
会長は、代表権を有しない。この
場合には、監事が協会を代表す
る。

(代理人の選任)

第二十三條の十七 会長は、副会
長、理事又は協会の職員のうちか
ら、協会の従たる事務所の業務に
関し一切の裁判上又は裁判外の行
為をする権限を有する代理人を選
任することができる。

(職員の任命)

第二十三條の十八 協会の職員は、
会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十三條の十九 協会の役員及び
職員は、刑法明治四十年法律第四
十五号)その他の罰則の適用につ
いては、法令により公務に従事す
る職員とみなす。

(評議員会)

第二十三條の二十 協会に、評議員
会を置く。

2 評議員会は、この法律によりそ
の所掌事務に属させた事項を処理

するほか、会長の諮問に応じ、協
会の業務の運営に関する重要事項
を調査審議する。

3 評議員会は、協会の業務の運営
につき、会長に対して意見を述べ
ることができる。

(評議員)

第二十三條の二十一 評議員会は、
評議員二十五人以内で組織する。

2 評議員は、関係行政機関の職員
及び学識経験を有する者のうちか
ら、農林大臣が任命する。

3 第二十三條の十二第三項及び第
四項並びに第二十三條の十四第二
項の規定は、評議員について準用
する。

(業務の範囲)

第二十三條の二十二 協会は、第二
十三條の四に掲げる目的を達成す
るため、左の業務を行なう。

一 馬主及び馬を登録すること。

二 騎手を免許すること。

三 騎手を養成し、又は訓練する
こと。

四 審判員その他の地方競馬の実
施に関する事務を行なう者を養成
し、若しくは訓練し、又は都
道府県、指定市町村若しくは受
託市町村の要請に応じて、これ
らの者を派遣し、若しくはその
あつせんをすること。

五 馬の改良増殖その他畜産の振
興に資するための事業につきそ
の経費を補助すること。

六 第二十三條の二の規定による
交付金の受入れを行なうこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯す
る業務を行なうこと。

八 前各号に掲げるもののほか、

第二十三條の四に掲げる目的を
達成するため必要な業務を行な
うこと。

2 協会は、前項第八号に掲げる業
務を行なうときは、農林
大臣の認可を受けなければならない
い。

(業務方法書)

第二十三條の二十三 協会は、業務
の開始の際、業務方法書を作成
し、農林大臣の認可を受けなければ
ならない。これを変更しようとし
るときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、左の事
項を記載しなければならない。

一 馬主及び馬の登録に関する事
項

二 騎手の免許に関する事項

三 前条第一項第五号に掲げる業
務に係る補助の対象となる事業
の選定の基準及び当該補助の方
法

四 その他省令で定める事項

3 第一項の規定により業務方法書
を作成し、又はこれを変更するに
あつては、会長は、あらかじめ、
評議員会の意見を聞かなけれ
ばならない。

(事業年度)

第二十三條の二十四 協会の事業年
度は、毎年四月一日に始まり、翌
年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十三條の二十五 協会は、毎年
事業年度、予算及び事業計画を作成
し、当該事業年度の開始前に、農
林大臣の認可を受けなければなら
ない。これを変更しようとする
ときも、同様とする。

2 第二十三條の二十三第三項の規
定は、前項の規定による予算及び
事業計画の作成及び変更について
準用する。

(事業報告書等の作成)

第二十三條の二十六 協会は、毎年
事業年度、事業報告書、財産目録、
貸借対照表及び損益計算書を作成
して当該事業年度終了後二月以内
に農林大臣に提出し、その承認を
受けなければならない。

(交付金の使途及び区分経理)

第二十三條の二十七 協会は、第二
十三條の二の規定により交付を受
けた同条第一号の金額に相当する
金額(その運用又は使用に伴い生
ずる収入金に相当する金額を含む。
を)を第二十三條の二十二第一項
第五号及び第六号に掲げる業務並
びにこれらに附帯する業務以外の
業務に必要な経費に充てて運用し
又は使用してはならない。

2 協会は、第二十三條の二十二第
一項第五号及び第六号に掲げる業
務並びにこれらに附帯する業務に
係る経理については、その他の経
理と区分し、特別の勘定を設けて
整理しなければならない。

(省令への委任)

第二十三條の二十八 この法律に規
定するもののほか、協会の財務及
び会計に関し必要な事項は、省令
で定める。

(監督)

第二十三條の二十九 協会は、農林
大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行す
るため必要があると認めるとき

は、協会に対して、その業務に関
し監督上必要な命令をすることが
できる。

(解散)

第二十三條の三十 協会の解散につ
いては、別に法律で定める。

第二十五條の見出し中「地方競
馬」を「競馬等」に改め、同条第
一項中「又は指定市町村」を、指
定市町村、受託市町村又は協会」に、
「地方競馬の開催」を「この法律の
施行に必要な限度内において、地方
競馬の開催」に、「報告をさせ又は
書類及び帳簿を検査する」を「報告
をさせ、又はその職員に、これら
者の事務所若しくは競馬場その他の
施設に立ち入り、業務の状況若しく
は帳簿書類その他必要な物件を検査
させる」に改め、同条に次の三項を
加える。

3 農林大臣は中央競馬及び地方競
馬について、都道府県知事は指定
市町村の行なう競馬については、当
該競馬が開催されている場合にお
いて必要があるときは、その職員
に、当該競馬場又は当該競馬場に関
係がある事務所その他の施設に立
ち入り、日本中央競馬会、都道府
県、指定市町村又は受託市町村に
対し、競馬場内の秩序を維持し、
その他競馬の公正を確保するため
必要な事項を指示させることがで
きる。

4 第一項又は前項の規定により職
員が立ち入る場合には、その身分
を示す証明書を携帯し、これを関
係人に提示しなければならない。

5 第一項の規定による立ち入検査の
権限は、犯罪捜査のために認めら

第三十二條の四 第三十二條の二に

規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することができる。

第三十二條の五 偽計又は威力を用いて競馬の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十二條の六 競馬においてその公正を害すべき方法による競走を共謀した者は、二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十二條の七 第二十三條の二十七第一項の規定に違反する行為があつた場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十二條の八 第二十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十二條の九 左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十三條の七第一項の政令

第三十二條の三 前条の場合において、収受した賄賂は、これを没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三條の二十二第一項に掲げる業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十三條の二十七第二項の規定に違反したとき。

五 第二十三條の二十九第二項の

別表

売得金の額	地方競馬全国協会に交付すべき額
六千万円以上 八千万円未満	売得金の額の千分の四。ただし、売得金の額の千分の九百八十四が六千万円未満となるときは、当該売得金の額と六千万円との差額の千分の二百五十
八千万円以上 一億円未満	売得金の額の千分の五。ただし、売得金の額の千分の九百八十四が七千万円未満となるときは、当該売得金の額と七千万円との差額の千分の二百五十
一億円以上 二億円未満	売得金の額の千分の六。ただし、売得金の額の千分の九百七十六が八千万円未満となるときは、当該売得金の額と八千万円との差額の千分の二百五十
二億円以上 三億円未満	売得金の額の千分の七。ただし、売得金の額の千分の九百六十八が九千万円未満となるときは、当該売得金の額と九千万円との差額の千分の二百五十
三億円以上 四億円未満	売得金の額の千分の八。ただし、売得金の額の千分の九百六十が一億円未満となるときは、当該売得金の額と一億円との差額の千分の二百五十
四億円以上 五億円未満	売得金の額の千分の九。ただし、売得金の額の千分の九百五十二が一億一千万円未満となるときは、当該売得金の額と一億一千万円との差額の千分の二百五十
五億円以上 六億円未満	売得金の額の千分の十。ただし、売得金の額の千分の九百四十四が一億二千万円未満となるときは、当該売得金の額と一億二千万円との差額の千分の二百五十
六億円以上 七億円未満	売得金の額の千分の十一。ただし、売得金の額の千分の九百三十六が一億三千万円未満となるときは、当該売得金の額と一億三千万円との差額の千分の二百五十
七億円以上 八億円未満	売得金の額の千分の十二。ただし、売得金の額の千分の九百二十八が一億四千万円未満となるときは、当該売得金の額と一億四千万円との差額の千分の二百五十
八億円以上 九億円未満	売得金の額の千分の十三。ただし、売得金の額の千分の九百二十が一億五千万円未満となるときは、当該売得金の額と一億五千万円との差額の千分の二百五十
九億円以上 一億円未満	売得金の額の千分の十四。ただし、売得金の額の千分の九百一十四が一億六千万円未満となるときは、当該売得金の額と一億六千万円との差額の千分の二百五十
一億円以上 二億円未満	売得金の額の千分の十五。ただし、売得金の額の千分の九百六が二億円未満となるときは、当該売得金の額と二億円との差額の千分の二百五十

附録

第一号算式

$$(W+D) \times (1-R) = T$$

Wは、当該競馬に対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Dは、出走した馬であつて勝馬以外のものに対する勝馬投票券の総券面金額とする。

Rは、第九條(第二十二條)において準用する場合を含む。

む。の規定により、農林大臣が定める率とする。

第二号算式
$$(E-W) \times r$$

Tは、第一号算式のTに同じ。

Wは、第一号算式のWに同じ。

rは、百分の十とする。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(地方競馬全国協会の設立)
第二条 農林大臣は、地方競馬全国協会(以下「協会」という。)の会長、副会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、副会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時に於いて、競馬法の規定により、それぞれ会長、副会長又は監事に任命されたものとする。

第三条 農林大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、協会の設立の準備を完了したときは、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の規定による事務の引継

ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。

第六條 協会は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第七條 この法律の施行の際現に改正前の第一條第一項の規定により指定を受けている市町村は、昭和四十年三月三十一日までは、改正後の第一條第二項の規定による指定を受けたものとみなす。

第八條 この法律の施行前に改正前の第二十二條において準用する改正前の第十三條第一項、第十四條又は第十六條の規定により都道府県又は都道府県組合の行なつた馬主若しくは馬の登録又は騎手の免許でこの法律の施行の際現に効力を有するものは、それぞれ、改正後の第二十二條において準用する改正後の第十三條第一項、第十四條又は第十六條の規定により協会が行なつたものとみなす。ただし、騎手の免許については、その従前の免許の有効期間を経過した場合、この限りでない。

第九條 前条に規定する登録又は免許を行なつていた都道府県又は都道府県組合は、この法律の施行後遅滞なく、その登録又は免許に關する原簿その他の必要な書類を協会に引き継ぐものとする。

第十條 中央競馬及び地方競馬において、その回の競馬の開催の初日がこの法律の施行前に属する回のこの法律の施行後における競馬の実施については、なお従前の例による。

第十一條 地方競馬において、その回の競馬の開催の初日がこの法律の施行前に属する回の競馬については、改正後の第二十三條の二の規定は、適用しない。

第十二條 この法律の施行の際現に地方競馬全国協会という名称を使用している者は、この法律の施行後一年以内にその名称を変更しなければならぬ。

第十三條 協会の最初の事業年度は、改正後の第二十三條の二十四の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

第十四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本中央競馬会」の下に「地方競馬全国協会」を、「日本中央競馬会法」の下に「競馬法」を加える。

(所得税法の一部改正)
第十六條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「及び日本中央競馬会」を「日本中央競馬会及び地方競馬全国協会」に改める。

(法人税法の一部改正)
第十七條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第六号中「北方協会」の下に「地方競馬全国協会」を加える。

(地方税法の一部改正)
第十八條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「北方協会」の下に「地方競馬全国協会」を加える。

理由

最近における競馬の施行の状況にかえりみ、あわせて公営競馬調査会の答申にそい、地方競馬の施行体制を整備するとともに、競馬の実施方法を改善し、これに対する規制を強化するほか、地方競馬全国協会を設立して競馬の公正かつ円滑な実施の推進を図り、その他競馬の収益をもつて畜産の振興、社会福祉の増進等の事業の財源に充てこれらの事業の発展に寄与するよう所要の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○中馬政府委員 ただいま提案せられました競馬法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

さきに内閣に設けられました公営競馬調査会は、昨年七月競馬を含む各種公営競技を現状以上に奨励しないことを基本的態度とし、その弊害を除去するための改善方策について答申を提出いたしましたのであります。

一方施行以来すでに十数年を経過した現行競馬制度につきましては、その後の社会情勢の変遷及び最近の施行状況から見ますと、種々の改善すべき点があると考えられるのであります。すなわち、地方競馬の施行主体につきましては、現在競馬を行なつておらず指定市町村は、全市町村の四割に満たない百三十五市町村であり、そのうち約五割は戦災という事由により指定を受けておりますが、復興もほぼ終了した現在、現行の施行体制を整備する必要がありますがあると思はれるのであります。

また、競馬の実施につきましては、射幸心の過熱を避け、紛争を防止するといふ見地から勝馬投票法の改善、その他競馬の実施に対する規制を強化すること等によって競馬に伴う弊害を除去するとともに、その公正かつ円滑な実施を確保する必要があると考えられるのであります。

このようないふ現状にかんがみ、公営競馬調査会の答申の線に沿つて、競馬の施行体制、実施方法等につき改善を加えるとともに、競馬の収益を畜産の振興、社会福祉の増進、教育文化の発展等に充當し得るよう所要の措置を講ずることとしたのであります。

以上がこの法律案を提出した理由であります。

以下、改正法律案の主要な点につきまして御説明申し上げます。

まず、第一に、地方競馬の施行者についてであります。地方競馬施行の趣旨並びにその収益を広く配分するといふ点からいまして、施行者は原則として都道府県といたしたのであります。しかしながら、著しく災害を受けた市町村等につきましては、当該市町村の財政上の特別の必要性を考慮して自治大臣と農林大臣が協議して指定するものに限る、一定の期間を定める等条件を付して競馬を行なうことができることとしたのであります。

なお、現在指定を受けている市町村につきましては、昭和四十年三月三十一日まで競馬を行なうことができることとしたのであります。

第二に、競馬の実施方法についてであります。射幸心を高め、射幸心の過熱を避けるため、勝馬投票法は、重勝式を廃止し、その種類を単勝式、複勝式、連勝式及び連勝複式の四種とし、必要に応じこれらを制限し得る規定を設けるほか、競馬の開催回数、日数、日取り等につきましては、公営競馬調査会の答申の趣旨に従ひまして、自願のための規制措置を講じたのであります。

第三に、収益の使途であります。地方競馬の収益の一部を馬の改良増殖その他畜産の振興をはかるための経費に充當するため地方競馬の施行者から売得金の一定率に相当する額を地方競馬全国協会に交付させ、地方競馬全国協会において、畜産振興事業に対する補助を行なうこととしたのであります。

ます。また、都道府県は、競馬の収益をもつて管内の畜産振興事業のほか、社会福祉の増進、教育文化の発展等の経費に必要な財源に充てることにいたしました次第であります。

第四に、地方競馬全国協会について申し上げます。地方競馬全国協会は、従来都道府県または都道府県の組合が行なっており、また馬主及び馬の登録、騎手の免許を全国的に統一して行なうとともに、審判員等の養成等を実施するほか、前述の畜産振興事業に対して補助する機関として設立いたしましたのであります。

なお、これに伴いまして、協会の組織、業務運営等につきまして所要の規定を設けることとしております。以上のほか、興奮剤等の投与に関する処罰規定その他罰則を整備することにより、より一そう競馬施行の公正の確保に資することとしたのであります。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上すまやかに御可決下さいますようお願い申し上げます。

○野原委員長 本会議散会後再開することとしたしまして、この際休憩いたします。

午後一時六分休憩

午後三時十四分開議

○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農業水産業の振興に関する件について調査を行ないます。

通告があります。順次これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 委員会のお許しを得まして、千葉県のノリの被害等の問題について、まず関係方面の従来の経過なり今後とるべき態度等について伺いたいと思ひます。

御承知の通り本問題は、昭和三十一年の二月十四日に横須賀港を出港いたしました米国の油送船イーグル・コーリアー号が、千葉県君津郡富津町の第二海堡西側に衝突座礁し、多数の重油を流出したため、君津郡富津町青堀漁業協同組合から、同郡大佐和町の大貫漁業協同組合にわたる五組合、組合員大抵千三百九十五名を含んでおりますが、この関係者の二万五千二百二十名のノリ養殖場をこの重油のため壊滅状態にした。さらにノリのみならず貝及び海藻類まで壊滅状態の影響を与えた、こういうことで私も被害の実態については写真あるいは資料等もいただいておりますが、そういうことに基いて関係方面においては、ちよとノリの採取でこれからの生計を立てていく、楽しみにしておる時期に外船によってこういう被害を受けたので、それぞれ関係市町村あるいは関係漁業協同組合等が二月十四日、本事態が発生してから、県はもちろ、農林省あるいは関係等に對して要望して参つておることは御承知の通りであります。本問題については、衆議院の農林水産委員会でも取り上げられた経緯がありますけれども、現地の地元としては重要な問題でありますので、特にお許しを得て本委員会でも取り扱ふことにしていただいたわけであり、この際まず最初に、本問題について水産庁が従来とってきた経緯あるいは今後とる方針、こういうふうな御説明をお願いしたいと思います。

○村田政府委員 ただいま御指摘のございました米国の油送船イーグル・コーリアー号が千葉県の沖に座礁いたしました、そのために油の被害があの周辺のノリに及ぼした影響を及ぼしましたことにつきましては、ただいま角屋先生から数字をあげて御説明がございましたが、私も被害組合から入手いたしました数字と、ごく軽微な数字の食い違いはございますけれども、おおむね御指摘の程度の被害があったことは事実でございます。これにつきましたは、もとより、被害を受けたましたノリの養殖漁民の被害は相当甚大なものがあると私も予想をするのでございます。ただいまの段階では、県当局におきまして、県庁では率直に申し上げまして事は損害賠償にも関連する問題でございますので、非常に厳密に一さく一さく調査を鋭意進行中でございます。しかし水産庁といいたしましても、ただ県庁の報告が参りますのを手をとまぬいて待つてゐるわけにも参りません重要な問題でございますので、これはとて、先般担当官を現地に派遣をいたしました、新聞紙上あるいは現地の被害組合員の陳情等に照らし、どの程度の被害であるかという、これはきわめて概略でございますけれども、取り急ぎ調査をさせて歸つて参りましたけれども、先ほど申しました

り扱ふことにしていただいたわけであり、この際まず最初に、本問題について水産庁が従来とってきた経緯あるいは今後とる方針、こういうふうな御説明をお願いしたいと思います。

○角屋委員 今の水産庁次長の御答弁はきわめて事務的でありまして、何といたしてもこの問題は直接水産庁の所管から、おそく現地には関係等も派遣をされ、あるいは今後の問題に關連を政指導等もやられる、あるいは水産庁としてこの問題の善処をどうするかというところについてはいろいろ考へ方を立てられ、そういうふうな方面も含めてお話をあるものというふうに実は考へまして御質問申し上げたわけでありまして、ただいまの件等について重ねて一つ御答弁をお願いいたします。

○村田政府委員 御指摘の点も一つもでございます。私も決してこれは人ごととは思つていないのでござい

ます。本件の場合は、まず被害者が非常に明確になつております。えてしてこういう事例は被害者が不明確な場合が多いのでございまして、本件の場合非常に明確でございますので、この事件が発生いたしましたときに、どうせこの問題は被害者に対する損害賠償の問題が出るであろうということでは、早く、国際的な問題にもなる案件でございますので、外務省の方にも事態の連絡に参りまして、かりにそういう損害賠償の手続が発生いたしますようなときには、外務省の御助力も願わなければなりませんので、そういう連

絡もとつておるような次第であります。また、被害を受けたノリ養殖漁民の応急の措置をいかしたらいいか、当面応急の措置の問題と恒久的な対策と、両方の問題があるかと思ひますのでありますが、さしあつたりの問題は、地元千葉県で、地元の漁協等を通じて、次のノリの仕込みの時期、大体九月ごろから始まると思ひますが、その仕込みの時期の準備のため資材手当その他についての応急の措置等は、現地で現にとられておるようでございます。農林省といたしましては、先ほど申しましたような千葉県の正式の被害報告を受けまして、県庁とも十分の連絡をとりながら、今後の具体的な措置というものは検討して参る必要があると思ひます。

○角屋委員 本問題は、今次長からもお話しのように、アメリカの貨物船であるテッド・マリタム会社の所属船といふふうに承つておりますが、これを米軍が雇い入れてまして、横須賀で荷揚げの仕事をする、横須賀が引き受ける。そして所要の積荷をおろしたあとの帰道に際して座礁してこういう事態が発生したというところに相なつておるわけであり、従いまして本問題については、今もお話のように農林省、特に水産庁はもちろんであります。調達庁関係あるいは外務省関係、あるいは直接賠償をやりやうとした飯野海運関係、あるいは本問題の地域である第三等区海上保安本部の関係、こういうところがそれぞれ関係方面に相なるわけであり、きょうはそういうことで外務省並びに調達庁からもおいでを願つたわけですが、こういう関係の問題では、特

に調達庁等の関係が深いわけでありまして、この際本問題について、問題発生以来、調達庁として措置してきた経過についてまずお話し願いたいと思ひます。

○眞子政府委員 去る二月十四日、お説のように東京湾第二海堡西側岩礁において座礁しましたイーグル・コリアー号による油の漏れ、ノリの被害を富津街道方面に与えたという問題の事件が発生いたしました。この事件に對しまして、調達庁といたしましては、横須賀在日米軍海軍司令部及び在日米軍賠償部に本件の事故を通知いたしました。同時に、この会社の日本側代理店であります飯野海運、その他いろいろの関係方面と状況の調査をいたし、あるいは責任の所在等について調べましたところ、今、水産庁からの回答では、この船の油が直接ノリの被害に原因を与えておるといふようにも聞こえるようなお話でございましたが、その点につきましては、なお目下調査中のうちに私の方では承っておりますが、かりにその船の油によりまして損害を与えられたとしても、これが責任はどういうふうになるかといふことを、今申し上げましたような関係方面、各機関と連絡し、調査しましたところ、その船は米海軍が航海用船によつて契約して、運航されておるのであります。その船に油を積み入港し陸揚げするまでは、米海軍の被用者の立場に立つけれども、荷揚げしてしまふは被用者の関係に立たない。積荷の荷揚げまでの用船契約であつて、荷揚げが完了したときは契約は終わるんだ、こういう関係の契約でありまして、米海軍とは座礁當時においては関係がない、被用者

という関係に立たないといふことでございまして、そういたしますと、地位協定第十八条第五項の所定の条件を欠きますので、米軍の責任にならない。従つて日本政府が米側と、二五％、七五％の割合で負担するあの条項に該当しない、こういうことになるわけでございます。米側では、横須賀海軍司令部におきまして、賠償部において米軍の責任でないという回答をよこしておる次第でありまして、目下のところ調達庁は、直接この船の事故による責任事項としては取り扱えない段階でございまして。

○角屋委員 私ども、この水産新聞を通じて承知しておるところでは、本問題については、本月の六日に、外務省、調達庁、水産庁の代表がアメリカ大使館を訪れまして、正式に損害賠償を請求することになった、こういうふうに承つておるわけでありまして。しかも、先ほど来のお話のように、調達庁関係では、ノリの被害の生じた原因が、百パーセントこの貨物船の座礁によるものかどうかといふことについては、ちよつとお茶を濁されました。お茶を濁されましたが、いずれにしても水産庁の次長のお答えのように、ノリの被害額そのものについては、地元側と水産庁で考へておるところでは、輕微の差はあるけれども、それ大きな開きはしない、こういうことで、私も承知をしておるところでは、本問題の被害は、ノリの予想生産高といふものが六億一千五百万円、さらに海草類において四千五百円、清掃費などを含めて参りますと、極めて七億五千万円の被害に上るといふふうに、現地側からは承つておるわけでありまして。そこで冒

頭に私が言いましたように、本件は国際的な問題でありまして、対アメリカの関係があるわけですから、水産新聞を通じて私も承知をしており、六日の日に外務省、調達庁、水産庁の代表がアメリカ大使館を訪れて、正式に損害賠償を請求するというところに相なつた問題について、一つどなたか代表して御答弁を願ひたい。

○西堀説明員 本件につきましては、われわれ、水産庁から通知を受けまして、最初これは在日米軍の地位に関する協定によつてあるいは処理できる問題ではないかと考へまして研究いたしましたところ、イーグル・グリアー号といふものはヴォエジ・チャーター、と申しますのは航海用船と申しますか、それによつて米軍が油を運んで参りまして、それを陸揚げいたしました。その後起こつた問題であることが判明いたしております。そういうことは、このヴォエジ・チャーターの条件では、積荷をおろしたその瞬間に用船契約といふものが済むことになるというところださうでございまして。かりにこれがこの航海用船の範囲内すなわちこちらへ油を持つてそのイーグル・グリアー号がぐるぐるに座礁したものでありますならば、今申し上げました在日本米軍の地位に関する協定によりまして、もしアメリカ側に責任があるものでありますならば、アメリカ側が七五％、日本側が二五％損害を持つことになるわけでございますが、あにくこの点には、積荷をおろした後に、すなわち歸路に起きた問題でございまして、全然在日米軍の地位に関する協定は適用がないといふことがわかりました。そうするとどうなりますかといふと、本

件は全くの民事事件でございまして、直接損害を受けた漁民の方々と、その損害を及ぼすに至つた船のオペレーター、この場合にはユニテッド・マリタイム・コーポレーションでございまして、その間の全くの民事事件であるといふことがわかつた次第であります。しかしながら、関係いたしました漁民の数が非常に大きく、従ひまして、これを放置いたしますときはいたすに反米感情というふうなものも起こしかねない、こう存じましたので、米大使館に通知をいたしました。担当の書記官を呼びまして、その担当の書記官に事情を詳細に通知をいたしました。その場合には水産庁の方からいただいておりました実情に関する写真等も添へまして、詳細に説明したのであります。当初、アメリカ大使館の担当の書記官は、これはやはりあくまでも民事事件であるからといふようなことでございまして、説明いたしましたところ、それはよくわかつた、このまま放置するといふようなこともあり得るだろう、アメリカ大使館ないしは米政府としてもできるだけのことをしたい。こちらの方も、法律的にはなるほど民事事件で政府が直接的には介入できる問題ではないけれども、このような、非常に利害関係が多いという関係で日本政府も非常に関心を持つてゐるから、アメリカ政府の方においても、法律的なやまかましいことはともかくとして、これが円満解決をするように、できるだけの努力をとりたいといふことを要請いたしましたところ、その担当書記官もこれを非常に了いたしましたして、さつそく米政府の方にもこの旨を通知

する、こういうことでございまして。

○角屋委員 今外務省関係からお話しになられた点は非常によくわかつた話でありまして、米軍の雇用船が荷揚げをするまでの段階であれば、法律的に規定されたところに基づいて、それが雇用した船によつて起こつた被害だといふことであれば、アメリカ関係が七五％あるいは日本関係が二五％によつて処理する。ところが法律的にいへばこれは歸り道で関係がない、というばかりでは済ませない、そういうことがあつた以上はやはりそれに準じて、国際的な問題だから配慮するといふことが日米間の関係で非常に重要な問題だといふことで、米大使館にこれを申し入れ、善処を要請されたといふことは、これはいゝわゆる外交的な問題の取り扱いとして適切な考へ方だろふと思ふ。先ほど調達庁関係でいふと、法律的に説明をされて、これはこれでチョンでございまして、こういうことでは、同じ政府内でも外務省はこうと言ひ、調達庁はこうと言ひ、水産庁は別のことを言う、—といふことでなくて、今日時点で調達庁の関係もあれば、水産庁も関係があり、外務省も関係がある。やはり三者同じような立場に立つて、この問題を、沿岸漁民の被害を救うといふ立場からどうするか、こういうことでやらなければならぬ。そういう点ではやはり今外務省が言われた立場で、国際的な問題については、法律的規制がどうだといふことを離れて、法律的規制に準じて円満に話し合ひをつける。ただししかしこの問題については、今外務省からお話がありましたけれども、じんぜん日を過ぎすといふことでなくて、現実にノリ被害を受けて

生活の実態が今日困窮し、あるいは明年度以降の生計をどうするかというところで困っておる諸君には、一刻も早く目鼻をつけないければならぬ。そういう問題については、今外務省からお話しのような方針に基づいて折衝されて、一体いつごろまでに対アメリカ政府との関係においての話し合いが結着するといふふうに判断をしておられるのか。これはやはり関係沿岸漁民としては非常に関心を持たれるところだと思ひますので、当面の段階における見通しといふものをお話し願ひたいと思ひます。

○西堀脱明員　どのくらいの期間のうちにこの解決がつくか、その見通しについての御質問でございますけれども、この点につきまして、私先ほど申し上げましたときにちよつと申し忘れました。それは、これは当然日本の領海内で起きた問題でございますから、民事事件として日本に裁判権がございませう。従いまして漁民の方々が日本の裁判所に訴訟を提起するということになりますと、御承知のようにこれはとまぐいって二、三年、下手をするところならばアメリカの方といたしまして、これは法廷ざたにする前に示談でもつてやりたい、その方が漁民の方々の現在の生活状況を救う意味からも望ましいし、またアメリカ政府の立場からいってもできるだけ早く解決したいという見地から、そのような示談になることを希望する、従つてアメリカ大使館ないしは米國政府としてもそのような方向に指導するように持つて

いく、こういうことでございました。われわれもそれに大いに賛意を表した、こういうことでございます。御質問の、どのくらいで解決するかという点につきましては、われわれとしてはできるだけ早くするように最善の努力をする¹と申し上げる以上には今のところちょっと申し上げかねるか²と存じます。

○角屋委員 水産庁長官が御出席でありますから、先ほど次長からもお答えをいただいたわけでございますけれども、今の問題について外務省からお話のように、対アメリカの關係についてはしゃくし定本に民事裁判ということではなくて、日米間の友好關係といふものの今後の問題とも関連して、従来、ある任務を果たすまでの段階であればきちつとしている、任務を果たした以降における問題だといふので、これは直接的には今の日米間の取りきめの中ではそれは該当しない。しかしそれに一つ準じて、と私は言いたいわけだが、準じてということにいかないまでも、そういう考え方の前提に立つて対アメリカの關係について今折衝を進めておる。そうするとその折衝がいつの時期までに結着がつくかということについては、今にわかに外務省關係からも御答弁がなかったわけですが、そうなると当面水産庁としては、とりあえず行政的な問題として、この問題をどういうふうに沿岸漁民の実態の中から善処していくか、この点についてはどういうふうに考えておられますか。

○伊東政府委員 あるいは次長の答弁とダブるかもしれませんが、その点は失礼いたします。今外務省からも御答

弁がありました。これは正式な民事の訴訟というふうなことになりますと、非常に時間がかかる問題だと思っております。私も水産庁としましては、もちろんそれも一つの方法でございますが、その前に何か話し合いでもできれば、訴訟という形でなくて、もっと早い時期に解決ができるならば一番望ましいのじゃないかというふうに私は思っています。実はこの前、私の方の係官を会議に出しましたときにも、水産庁としては、そういうことにした方がいいのじゃないかという意見を述べました。ような次第でございます。それはそれといたしまして、現実には被害を受けている人の問題でございますが、これは実は県と連絡をいたしております。私の方からも係官を出しまして、どの地域はどの程度だろうというようないの調査もさして参りましたが、県が、たしか来週初めに持つてくるはずでございますけれども、県といたしましてこういう対策を講じたい、ただし、これとこれは一つ国で頼むというふうなこともあるだろうから、仕分けをして、県は大体どのくらいの被害で、それに對してはどういうことをやりたい、そのうち県がどれだけ持つから、国はどれだけ持つてくれというふうな仕分けをした要望書があれば至急持つてきてほしいということを実は県に言ってございます。私もとしましては、これは天災というふうなことと若干違いますので、予算上、今直ちに災害復旧というふうな金をこれに使うわけに参りませんで、おもにいろいろな資材の購入費のめんどろを見てあげるとかいような点で、一つ県とよく相談をして参りたいとい

うふふに思っております。漁業者の諸君が参りまして、漁場の清掃費數億圓を出してくれとか、今いろいろ要求はございますが、まだ県から詳細参っておりますので、それを見た上で、今の行政でできるだけの範圍でやりたいというふうに私は思っております。

○**角屋委員** この点は、私は、現地の関係者のなまの声を代表して、地元の実川さんにこの問題についてはさらにあとでやってもらうつもりでおりましたが、こういう問題は、現地側では非常に深刻な問題でありますので、きょうも現地へ行っておるわけです。そういうことで、なまなましし現地の実態に基づいてのお話というのは、遺憾ながら實川氏の場合、きょうは固に合わなかったのは残念です。この問題の取り扱いに対する私の考え方としては、対アメリカの関係については、日米間で取りきめておる協定の前提に立つて、なるべくやはり円満に話し合いを處理していく、そして国内問題の、水産庁が災害あるいは沿岸漁業振興という立場で取り扱う場合には——今長官は、直ちに災害問題の適用というわけにいかぬけれども、と言ったが、災害立法としては、ノリの問題についても、資材の復旧についても、昨年以來の台風に対しても申しました三万円以上のものについて九割なら九割で処置するとか、いろいろなことを、いわゆる災害問題としては立法があるわけですね。あるいは、天災融資法の関係は、災害融資についてはこうだというところもある。そういう問題については、国内問題としての水産庁の考え方としては、客船で生じた災害ではあるけれども、天然災害でないということと

は、それは事実だけれども、人為的な災害ということであるが、災害に変わりはない。沿岸漁民の立場からすれば、壊滅的な打撃を受けたというのには、むしろ通常の、いわゆる天然災害以上の深刻な事態が現実には出ておる。従つて、当面行政的にやる立場としては、災害のときにノリ被害に対してとるであらうそういう措置に準じて、やはり資材復旧の問題、清掃の問題、あるいは融資その他の問題、こういうものも考えていくということが、やはり私は関係漁民の要請にこたえる重要な項目になるのじゃないかというふうに思うわけです。対アメリカ関係の問題についても、なるべく早い機会に解決するということに努力され、それとの見合いということが今後出てくるののでしょうが、当面水産庁でやるべき主体的な問題としては、天然災害のときにとるべき措置というものに準じて、やはり処理すべきものである。県と相談をしながら処理を進めていく、こういうことは大蔵省との折衝その他はあるかもしれないが、そういう折衝の中ですべて進めるといふことは不可能だと思ふのですが、その点はどうですか。

○伊東政府委員 御質問でございますが、天災融資法の発動とかあるいは災害害復旧の場合は、これは実はみな天災処理、自然災害のときだけでございます。それも実は、ある程度の規模があつて初めて國民經濟に影響するといふようなことで、あれを発動いたしております。でありますので、あの法律の關係からずばりとこれをやるということは私は困難だと思つております。ただ、先生おっしゃいましたように、

の際一つ水産庁として、それに対する適切な対策がとられるような態勢をすみやかにとっていただきたいと思ひます。それについての御答弁と二つ――

第一点は、今のようにならば単に外交的な手続の問題ではなくて、生命財産を守るといふ国の責任の大原則に立つてこれを処理すべきではないか。そのためには将来にわたつてもこの件についは国が責任を持つべきではないかと云ふことと、第二点は、今の、ノリ被害というような特殊な形態ですから、それについて国の方でそれに対する適切な措置をおとりになる、そのことについてのお考え、この二点をお尋ねいたします。

○伊東政府委員　最初の問題でございしますが、私どもこの訴訟あるいは話し合いというふうなことにつきましては、かりに対象感育がどうかといふ

ことだけでなく、実は水産庁としては漁業者の希望も聞きまして、訴訟ということになるかと非常に長いかかる、でありますので、できるだけその前に話し合いがつくというふうな方法でやつてもらうのが一番望ましいというふうなことを漁業者も言っておりますので、できればそういうものも一つの方法でないかということで、会議で意見を述べてくれということで、私の方の係官を出したわけでございまして、私も、訴訟になりましたともあるいはこれを話し合いでやっていくということになりましたしても、国としてはできるだけの応援をする、水産庁としては漁業者のお世話をしていくところでございまずので、できるだけの応援なり協力はしようというふうに考えております。ただ、いろいろな費用等につきま

してどういふようになりますか、これは国でそういう費用を見るということもなかなかできませんので、どんなふうにしてやっていったら一番いいかというところは、国と県でよく相談いたしたいと思っております。あくまで私の方はこれは水産庁の立場としましては最後までお世話をしてあげたいというような気持ちでおります。

もう一つ、先ほど因果関係というのを申し上げましたが、これは油の問題、非常にむずかしい問題でございますので、今度の件につきましては海上保安庁で、船から出ております付近のノリに付着した油をとりまして神奈川県工業試験所でございしたか、ちよつと名前は忘れましたが、そこに鑑定を実は海上保安庁として頼んでおります。それから県はノリに付着しました油を、川口の工業試験所でございしたか、あそこへ実は鑑定を県として頼んでおります。そういうようなことをしまして、そういう因果関係につきまして今調べている最中でございます。

私どもとしまして、沿岸の汚水といいますが、水質汚濁の問題は、一つは例の水質汚濁防止関係の法律が企画庁にできておりますので、この水質の基準をきめるといふふうなことにいつて一方やっておりますが、こういう問題につきましては、私どももどうも原因のことが多くございしますので、一つ試験所あたりの機構をもう少し活用することとを考えたかどうかというふうな実はつもりでおります。別な組織でどういふことよりも、私の方にも水産試験所は別途にございしますので、こうい

う機構をもう少し私は活用して、敏速にやれるならやるといふことを考えた方がいいのではないかとこのことを現時点では考えております。

○西堀説明員 ただいまの御質問の、政府として単にこれが関係している漁民の方々の数が非常に多いから、対米感情を顧慮して、これに仲介の勞をとる、この点私先ほど申し上げましたときに非常に強調いたしましたので、あたかもこの点のみから外務省が在日米大使館員も呼んで申し入れをしたというようにあるいは印象を与えたかもしれませんけれども、それはアメリカの諸機関と交渉いたしますときに、彼をして納得せしめますためにはそういうふうな論法を持つていかなければならなかったということとでその点を強調したのであります。と申し上げますのは日本の外交官といたしまして、日本の国民の利益その他をはかる、その点を強調いたしまして、これは向こうに言わせますと、それは当然その通りだ、そのかわりしかしアメリカの外交官としては、アメリカの国民の利益をはかるのは当然だということとで水かけ論になるから、それは当然の根本原則といたしまして、私、交渉の場合にあまり強調しなかつた、それを先ほどの御説明のときに、実は交渉のありのままだけを申し上げたので、強調した点だけを申し上げてそういうことになつた次第でございします。従いまして根本的にはやはりわれわれといたしまして、日本国民の利益を代表するといふ一点、それからもう一つは、向こうの係官をして信憑せしめるために例の対米感情にも非常に悪い影響を及ぼすであらうという点を強調したような次第

でございます。御了承いただきたいと思ひます。

○角屋委員 今の千葉のノリ関係の問題については、今後の事態の推移、水産庁を初めとして調達庁、外務省等とらる、今申しました関係沿岸漁民の被害を救済し、今後の生計の問題について明るい展望を確保する、こういう立場から、対アメリカの関係で処理すべき面については円満に話し合いを早期にまとめる方向で努力する、その間における問題については、長官が言われましたように、県あるいは関係市町村、漁民とも十分連絡をとりながら、適時適切に必要な措置をとっていくということとで、積極的に進めてもらいたいと思ひます。その推移のいかんによつて、また本委員会での問題を取り上げてやるという、そういう考え方をとりたいと思ひます。

次に日ソ漁業交渉の問題であります。この点については過般二月二十二日、私が水産政策に対する一般質問の中で、河野農林大臣の出席を求めて、まず冒頭に日ソ漁業交渉のこれからの政府の方針等について伺ひをしたわけでありました。御承知の通り、先月の二十六日からすでに交渉に入っておりますし、三月下旬には高橋代表もソ連に渡られる、こういう段階にきておるわけでありまして、今回特に重点的に問題として取り上げ、これに対する政府あるいは水産庁の見解をお聞きしたいと思ひます。これは、いわゆる北洋サケマス漁業の自由規制に関連する問題であります。この問題については私が河野農林大臣に日ソ漁業交渉の問題をお尋ねしたときには、まだソ連に代表団が渡りまして、いろいろ向こう側の意

向も聞きながらその状況と見合わして具体的に考えて参りたい、こういうことで具体的な内容については当時の状況では触れられなかったわけであり

ます。ところが今回御承知の通り北洋サケマス漁業についてはいわゆる規制区域内の地域については母船式漁業の独航船の規制については、一割四十分の一、四十八度以南の流し網を中心にした大臣許可、知事許可等も合わせても、漁船については八十一隻のいわゆる減船措置をやる、こういうきびしい自主規制の水産庁案が出て参つておるわけでありまして、これについては数日前のそれぞれの関係の協議会、あるいは関係するところの都道府県の代表を集めて、この案を示された、こういうふうにして承つておるわけでありまして、本問題については私どもが従来から考へておるところでは今度の偶数年における不漁年の実施、あるいはまた日ソ漁業交渉におけるソ連側が規制区域の拡大等をきびしく要請をしてくる問題、あるいはマスの資源論争の問題等から、自主規制の問題をどうするかというところが、日本の場合非常に重要なポイントになると判断をいたしておりました。この自主規制案を示されたまでの経緯についても非常にとつびな感を与えられますし、承りますと党与の関係の政調会あるいは水産部会等にも、必ずしもそういう案については事前の相談があつたことは承つておりませんが、また関係業界においても、いわゆる水産庁から突如としてこの案が示された、こういう経緯ではないかと思ひますが、この今回の北洋サケマス漁船の試案を示すに至つた経緯と、この問題を出す考え方について、まず

長官から御説明を願ひたいと思ひます。

○伊東政府委員 考え方から申し上げます。ことしの北洋の鮭鱈の漁業でございますが、昨年の十一月末から十二月にかけてまして、両国の科学者が集まりまして、会議をやりましたのは御承知の通りであります。あの場合に資源の問題を進めまして、両方の科学者の間で合意を得ましたことがございします。いろいろ、シロについてはどう、ベニについてはどう、マスについてはどうという資源の討議をやりまして、特にマス等につきましてはかなり悪い意はいたしておりました。ただこの原因につきましては両方食い違ひがございしますが、結果としましては今年の北洋のマスについてはかなり悪いのではないかということで、実は合意をいたしておりました。

それから実はもう一点、これは日米間で話の出た問題であります。これはアラスカ系の魚群につきまして、非常に遡上量が少なくなつてゐる、それでこれにつきまして、ある程度の措置をとつてほしいというふうなことも、実はアメリカ側から強く要請があつた事実もございします。私どもはまず資源の問題からいまして、特にマス等につきましては最近偶数年、奇数年を問わず沖合いでとれますものと沿岸これはソ連でございしますが、ソ連でとれますものとを合計いたしてみますと、毎年実は減少いたしておりました。特にマスにつきましてはマスの再生産というふうな事情が、資源的に見てございしますので、これにつきましては相

問題として先生が御質問になりました。ようなことを考えたわけでございます。

体の人々、特に顧問の人は、今度は実は一人、前の研究部長の藤永さんが科学者の立場で顧問として行っておりですが、そのほかの団体代表の顧問はまだ立っておりません。全銚連の顧問もこの前立つという話があったのですが、私どもとしましては、これは今度の交渉はどうしても自主規制というものの強制をしなければ円満に妥結することはなかなかむずかしい、また将来の資源のことを考えてもそうであるので、一つ立つことは延ばしてほしいというようなことを申しまして、先月二十二日の出発も実は延ばしてもらったような次第でございます。具体的に休漁というような内容を言いまして残つてもらったわけではございませんが、どうしても近日中にはそういう措置を決定する必要もあるので、これはぜひ残つてほしいということを言いまして残つてもらつております。この案を実施いたしますには、先生のおしゃいましたように、党の方へ御相談するというようなことはいたさなかったことは事実でございます。これは行政の問題として考えて、大臣と御相談の上、案を決定して、水産庁の責任で案を示して協力を要請したというのが実態でございます。

○角屋委員 この前この日ソ漁業交渉の問題でお尋ねをしたときに、今長官からお話のようなことで、今度の第六回の交渉の場合でも、規制区域の拡大という問題が自主規制以上の数量をとつておるといふソ連側の不信感の問

のに強い不信感を持つわけです。これは時間的ゆとりがなかったのですか。こういう問題については相談をすれば非常に紛糾をするから、水産庁が独自

の立場でまとめて一方向的にこれを示すというやり方の方が本問題についてはいいという考え方でやられたのですか。その点はどうなんです。

○伊東政府委員 この案を示すまでに案そのものとして業界等に出しておらぬことは確かでございます。ただ、ことは強い自主規制をすると言いました。

ときに、いろいろな業界の人は、たとえば滅船は非常に困る、いろいろな意見を言われたことはございます。ただ私の方は案を示して、この案でどうで

すが、業界からは、私の方は休漁と言つておるのでございますが、減船とかそういう措置をやられることは非常に困るのだということを言われたことは確

かでございます。ただ案としまして、その場合にこの案でどうだといって相談した結果あの案を出したことでないことは確かでございます。私の方は案

を出しまして、一つこれで協力してほしいという要請をいたしておるわけでございます。

○角屋委員 この減船の水産庁案とい

うのは業界あるいは関係都道府県の関係者と話し合う場合のいわば相談を出す提示案であつて、これは今後関係団体、たとえば母船式漁業の場合におい

でも、あるいは規制区域外に直接関係の深い流し網漁業の場合においても、いずれも今回のきびしい自主規制案については反対をしておる。さらにまた本規制案に関連をして、威治方面の本

年度の用途としてはカツオ、マグロ関

申し上げませんが、大体新規なものが入ってきてもらいたくないというのが業界の大体の考え方でございます。今Aという漁業は百ばい以上のもは入っての漁業には百ばい以上のもは入っての考え方でございます。私も大体今までの考え方ではございまして、私も大体今までの考え方ではございまして、これは資源的にまだ余裕があるというよりなものであれば、新規なものも入ってくることは必要だと行政庁としては実は考えております。それでカツオ、マグロの問題についても漁業法を中々相談をしておる段階でございますが、どうしても国際的な問題、あるいは資源の問題、あるいは漁業調整上の問題等で転換をする必要がある、あるいは沿岸漁業の構造改善のために転換する必要がある、あるいはその漁業の従事者がその漁業を新規にやるというよりな場合に、資源の余裕があれば新規を認めるというよりな考え方では漁業法の草案について中で相談をいたしておりますが、私は資源的に余裕があれば、国際上の問題とか、そういう場合には、これはあるいはほかの方に入るといふことは当然じゃないかというふうなふうに考えておるわけでございます。昨日、県と団体の人にも実は話しました。昨日、県の方にも協力を要請しまして、私は大きい県等については知事さんにもお話し合いをしようと思っております。県にも御協力を要請し、団体にも要請したわけでございますが、きのう話した中でも、いろいろニュアンスはございます。ニュアンスはございまして、現時点ではまだ賛成とは言えぬといつて実はきのう二つの団体は帰られました。それで私としては、考え

方としては、これは今年の漁業交渉あるいはまた将来の資源の保存という面から考えれば、この案で一つ何とかこしはやっていきたい、ぜひ協力してほしい、話がまとまった上でありますので、話し合いのまとまった上で許可を出しませうというよりな態度でございます。

○角屋委員 今の水産庁の長官のお話を聞きますと、これは関係方面と相談をするために提示をした水産庁の案というのじゃなくて、これでやっていくという、そういう、いわば最終案とはいわぬけれども、これはもうあまり動かし得ない原案だといふ考え方に立っておるわけなんですか、どうなんですか。

○伊東政府委員 われわれとしてはその通りでございます。

○角屋委員 これはしかし、今後の日ソ漁業交渉の規制区域内の漁獲の問題、あるいは規制区域外において双方で紳士的に話し合う日本側の漁獲量の問題、こういう問題も双方に關係してくる問題だと思ふのですが、そういうことで実際はこのようなきびしい案を示されたけれども、やはり今後の日ソ漁業交渉の問題としては、当時私は河野農林大臣と話の中で言つたけれども、やはり資源問題は両国の共通の問題になる、その中でやはり日本側の主張としては、なるべく日本側の漁獲量というものを、規制区域内においても規制区域外においても、できるだけ多くもらうように四割に話し合いを進める、これがやはり日本側の主張の立場であらう、こういうことを申し上げたわけですが、やはりこれからある程度の期間話し合いをやらなければならぬ。

事前に相当にきびしい案で臨んでいくということ自身が外交交渉の全体的な立場から見てもどうか、こういうふうにも思ふわけですが、その点はいかがですか。

○伊東政府委員 今月末に高橋代表が政府代表として向こうに行かれるわけでございますが、今年の交渉は、昨年の資源状態を討議したときと考えるとみまして、かなりの自主規制の強化という案を持って参らない限り、なかなかむずかしいじゃないかという点が一、二点、もう一点は、先生おっしゃいましたが、資源の問題がこれは基本でございます。資源の利用という面からいいますと、なるべくよい利用の面はよろしうございまして、資源の保存というより一つの面から見れば、将来のことも考える必要があるということ、この自主規制の措置をいたしたわけでございまして、私もこれはこういうことをいたしまして、そのかわり資源につきましては将来のためにソ連も沿岸であまりとつてくれるなということを強く言ひまして、ソ連にも要求すべきことは強く要求するという態度で臨む方がよいという判断をいたしました。こういう自主規制の案を作つたわけでございます。

○角屋委員 この今回お示された水産庁のいわゆる自主規制案というのは、関係方面と前に十分話し合いをしなかつた点にも手落ちがあるし、また今日そういう段階で自主規制案のきびしいものを出してきましてけれども、これは今後の日ソ漁業交渉を進めるといふ段階の中では、やはり日本側の主張として自主規制のプランというものを待つ

必要はあるけれども、そのものがやはり固定した考え方だということになる、この自主規制案にわれわれとして賛成するわけには参らない、こういうふうにも思ひますし、同時にこの自主規制案の水産庁案を見ますと、たとえば漁船になる——水産庁の表現でいけば漁船になる問題については、関係業界の相互救済でやっていくんだ、政府あるいは水産庁としてはそういう問題についての補償的なことは考えていかなんだ、こういうことも言っているわけですが、それら全体をにらんで参るとこの自主規制案には非常に問題がある。今後の話し合いの中では双方の關係団体との自主規制の内容については、実際に休漁あるいは漁船すべき問題については、そこで起こってくるいろいろな諸問題については、当然政府なり水産庁として十分安心のできる方途というものを提出することも必要である。これは今後の問題であるけれども、そういうことも含めていよいよ漁船の場合におけるこのこれは関係業界の相互救済でやるべきであつて、政府が、困がめんどろを見ろというふうなことはやらないんだ、こういうふうな方針も出しておると思うのですが、それらの問題についてはどうなんですか。

○伊東政府委員 過去において三度です、いわゆる漁船をやつた、一年は休漁でございまして、二回漁船措置をしたことがございます。このときも政府からお見舞金を出すとかいふやり方は実はやっておりませんが、相互に見舞金を出すというよりなことをやつております。三十五年にやりましたときには、一部カツオ・マグロの許可を借

りてきなさい、借りてきてその上に固から新規に五カ月を——たしか四カ月を借りてきなさい、五カ月は新規の許可を差し上げましょ、製作でカツオ、マグロをやらず、こういうよりな措置をいたしましたが、今年度はその点は借りてきなさいといふことは言ひませんで、實際一年間休漁するといふ人には一年間の臨時のカツオ・マグロの漁業の許可を借りてきなさいと全然言わないで、新規に許可をやるということも言つております。また廃業を希望する人には、これは新規にある程度の許可をいたしますといふようなことをいたしております、過去においてやりましたよりは私はそこは有利に考えているつもりでございます。

○角屋委員 今回のこの自主規制問題については、この自主規制案を出されるまでの経緯についてもあるいはこの内容そのものについても、今後の日ソ漁業交渉との関連からいっても、この強い、きびしいサケ、マスに対する自主規制案というものは、私も賛成することはできないという立場を表明したわけですが、これについては特に現地側で専門的に關係しておられる水産委員の方から、さらにこの自主規制の問題についての御質問があるもので、私はその方に譲りたいと思ひます。

○野原委員 永井勝次郎君。

○永井委員 この問題については日ソ両国の外交上の問題もあり、あるいはこの地域における漁業政策の問題もありまして、事務当局だけにこの問題をお聞きするというのは無理であります。できれば大臣の出席を求めなければならぬのでありますが、今日の事

情でありますので私は長官にお尋ねをいたすわけであります。従って長官の御答弁の中で、これははっきりと答えられる、これは私は答えられない、こゝういふものがありましたら、その区分を明確にして一つお答えをいただきたいと思ひます。

第一にお尋ねしたいことは、日ソ漁業交渉がこれから始まる——もう始まつておるわけでありまして、今年には新たな議題が提示されておるのかどうか。ただ従来のように漁獲量の問題とか期間の問題とか区域の問題とか、こゝういつた問題が中心なのか、もっと従来とは違つた新たな議題が提示されているのかどうか、これを伺ひたい。

○伊東政府委員 向こうから言つて参りました議題には実はいろいろ新しい問題がございまして、たとえば日本の港を根拠地とする漁船についての規制の問題、それから今申しました四八の問題でございまして、そういう問題を提起してきております。またマスの資源の回復についてという新しい新しい問題も提起してあります。それからベニザケについても問題を提起してきてあります。いろいろ問題はございまして、議題として決定いたしました中には、実は先ほど申し上げました日本の港を根拠地とする漁船の規制の問題、この問題につきましてもは落としてあります。というものは、四十五度以南については条約の対象外じやないか、そういうものをこの委員会が議題として議論する必要はないじやないかという事で、そういう意味で議題からは正式に落としてあります。落として決定はしましたが、しかし議題として落としております、これは毎年強く

議論されることでございまして、当然議論になるだらうと思つております。ベニザケあるいはマスの資源の回復等につきましては、これは議題として載つております。

○永井委員 そのまゝと条約で定めたと四十五度以南は条約の区域外である、こゝういふふうに承けてよろしいわけですか。従つて日ソ漁業交渉の対象外である、こゝういふふうに理解してよろしいですか。

○伊東政府委員 四十五度以南の問題については、これは日本が自主的にやる問題で、条約の規制区域内ではないということ、われわれ考へております。

○永井委員 従つて四十五度以南における漁獲の問題については、これは日ソ漁業交渉の対象外である、ただ条約後において四十八度までの区域線において、こゝへ流し網が入つていって、こゝういふことで母船と流し網との間の区域が区画された、従つて漁業交渉における流し網の対象としては四十五度から四十八度の間のたざく型の海域だ、こゝう了解してよろしいですか。

○伊東政府委員 四八が規制区域内に入りますのは、先生今おっしゃいました四十五度から四十八度のところに入つておりますので、四八が条約でノルマを受ける、そういうことになりま

すのは今の区域だけでございまして。○永井委員 漁獲量の経過についてはいろいろ数量が減つてくるに従つて経過がありまして、その経過については長官はよく御承知の通りであります。母船と流し網とのこの漁獲量配分について、母船を十とし流し網を二とした。この二としたについても、これは

おかしいじやないか、いろいろな従来経験から見てこの数量配分は不均衡ではないかという問題が起つたときに、当時のこの委員会等における議論の中では、流し網にはこの四十五度以南の漁場があるのではないか、こゝういふ漁場があるんだから区域内における漁獲量はこれであつてほしい、四十五度以南の漁場が流し網に保障された区域であり条約対象外の地域なんだ、これがあつたから区域内における配分は二であつてほしい、こゝういふことでこの配分が決定いたしました経過については、今日もお忘れなと思ひたいのであります。あらためて確認をいたしたいと思ひますが、いかがです。

○伊東政府委員 私は当時おりましたので、私が言つたことでございませぬが、こゝういふことを言われたといふことは聞いております。ただ先生のおっしゃいます規制区域内の分け方の問題、これは年によつて実はいろいろでございまして、母船が一番高いときは、一〇〇を割つてみますと母船が八四で流し網が一六というふうなときもございまして、一九六一年、三十六年は八二と一八になつてゐる。若干数字は何%かの範囲で異なつてゐる。

○永井委員 三十六年度における流し網の以南の漁獲量が、先ほど角屋君の質問に對してしましても、大体七万トンの定をしていたところが、八万トンの自主規制が必要である、こゝういふよう

に答弁したと、こゝう私は理解するわけでありまして、この日ソ漁業交渉の中では直接条約の対象区域でもなければ、あるいは両国の間で直接の問題になる地域でもない。この地域に対する

規制が非常にきびしく行なわれる、こゝういふふうになりました原因は、先ほど日ソの間に於けるマスの漁獲量の問題がありましたが、そのほかに今言つたような国内的な事情があつたのかどうか。四十五度以南の自主規制を強くやらなければならぬような、こゝういふ国内事情があるのかどうか。あるとすれば、それは何なのか。その条項を明確に示していただきたい。

○伊東政府委員 先ほど七万トンと申したのは以南の流し網だけではございませぬ。以南、それから先はえなわ、沿岸、日本海を含めて、全部で約七万トンというふうなことを約束したわけ

でございまして、それが八月末の統計で八万になつた。十二月になればおそくもつとふえるだらうといふことを申し上げたのでございまして、でありますので、以南だけで七万ではございませぬから、そこは御了承願ひたいと思ひます。

それから四十五度以南についてなぞ、こゝういふ規制をしなければいかぬかという問題でございまして、これは先生も御承知と思ひますが、ソ連等も強く主張しております資源の問題からいきまして、あそこで線は引いてあります

が、マスの資源と大体同一資源でございまして、それであの線内だけを議論してみてもしよがないじやないか。やはり四十五度以南の問題もある程度約束をするとか何かしなければ資源の維持ができないじやないか。であるから四十五度というものをもちと広めるといふのが常にソ連の主張するところ

でございまして、これを聞きまして、四十五度以南に一々出漁するのはノルマがきまらなければ出られぬということに

結果として相なるわけでありまして、私もこれは資源としてはこれは当然一つであるけれども、この四十五度以南といふものは条約の規制区域内ではないので、これは何かする必要があるれば、日本側が当然これを自主的にやるということ、常に規制区域拡大について

は反対したわけではございまして、今年度これをやります理由は、特にマスにつきましては、実はとれる漁種から言いますと、以南の流し網が一番多いわけ

でございまして、これにつきましては、資源保護という面から、規制区域拡大を避けるという面から、先ほど言ひましたように自主規制措置を考へたらどうかということをやつたわけ

でございまして。○永井委員 四十五度以南における小型、はえなわ、定置、合せて総量これこれといふことであります。長官の方では大体三十六年度では総量幾らぐら

いになるという見通しですか。○伊東政府委員 これは統計調査部の方では統計を出しますので、私の方で、今こゝで十二月末は幾らというこ

とは、ちよつとまだまとまつておりませんので申し上げかねますが、八万と言ひましたのは、先ほど言ひましたやうに八月末の統計でございまして。

○永井委員 大体政府の方では七万トンの前後を期待しておる、また約束した、こゝういふことでありますが、その七万トンのことは、どういふような方式で七万トンの約束が確保されるというこ

とが期待されたのか。どのような行政措置、あるいは業者間の調整なら調整、具体的にどういふ措置を講じたから七万トンの限度でそれが守られる

ばなしなのか、あるいは七万トンというの、それほど、これらからこういう強い規制をするというほど、七万トンと八万トンとの一万トンの差というものは重大な関係を持つ数字なのか、これを一つ伺いたいと思います。

○伊東政府委員 政府としては、七万を、たとえば以南に幾ら、はえなわに幾ら、日本海に幾ら、沿岸の位置に幾らというような分け方はいたしておりません。ただ以南につきまして、域内に入る漁期を短くするとか、あるいは操業期間の問題である程度操作はいたしましたが、七万を一々ノルマとして、以南に幾らと割り当てて、それをさらに一船々々に条約区域外に割り当てというようなことをしますことは、そういうことをすることが規制区域を広めていいのではないかと、一船一船の割当をするというよりなことであれば、規制区域を当然広めてもいいのではないかと、そういう議論をまた誘発いたしますので、これはそこまでこのところはやっておりません。

○永井委員 現地に行きますと、一船当たりの漁獲量というのはいちやんと許可をもらったり、許可の範囲内でやっておるので、一船々々を見れば、決してこれは違反をしておらないし、許可の限界においてこれを守ってやった。ただ水産庁が無計画にはえなわにも定置にも——こういう定置の関係はいろいろとれたりとなかったりすることがあるでしょうが、違反じゃないのだ、一船々々守ってとって、総計してみたら八万トンになっていたのだ、こういうことを言っておるわけです。ですから違反者があつた、道義的に操業をやらなかつたという者があるなら、

それはどこの部分にそういうものがあったのか、これは明確にしていたきたいということが一つ。

それから沿岸以南漁獲の中には、母船にくっついていった漁船が従来うんとやっておるうちに、ベコというのをやっている。これは最後に引き揚げるときに満潮するようにとつて持つてくるのです。これは当然区域内の漁獲であるが、隠して持つてくるのだから、沿岸に揚げたときにそれが沿岸漁獲量の中に計算される。こういうものもみなこの中に入っているわけですが、そのベコなんか一体水産庁はどのくらいに計算し、それから一船々々は許可された範囲でやって違反はないのだ、ちゃんと守っているのだ、ただ隻数が多いから、無計画な当局の許可によつて総計の数量がふえただけである、こう言っておるのですが、この二点についてはどうですか。

○伊東政府委員 域内に入りますものは、一船々々漁獲の割当をいたしておりますので、これについては私は違反というものはないだろうということを感じたいと思つております。

先生のおっしゃいました、どこにそういう違反があつたかということですが、いまが、今度の漁業交渉等でも違反船の通報をするわけでございますが、百数十艘の通報をいたしておりますが、おもに日本海のものがおホーツクに入つたというよりなものがかなりの部分を占めております。

あとは統計の問題でございますが、先生のおっしゃつたベコ等につきましては、われわれといたしましては、統計の中でそういうものは幾らというふうには出てはおりません。ただ以南で

とりましたものは、さつき私は七万トンが八万トンに総体でなつた、こういうことを申し上げたのでありますが、大体六万五千くらいが以南の数字だろうというふうに見えております。

○永井委員 とにかく以南の漁業区域、あるいは流し網あるいははえなわ、定置の関係で、日ソ漁業の交渉にマイナスになるような条件を作るか、この部分に自主規制を強化しなければならぬ、そういう対象としてこれを先ほどから水産庁長官は言つておられるが、その規制しなければならぬという対象は、七万トンと期待したのが八万トンとつたからだ、こういうことを言つておる。だから、それならばその一万トンという差額というものは、それほど重大な国際的影響を持つものかどうかというのを私は聞いたわけですが、そしてそういうものの中から、ベコから何から、これは沿岸の流し網なんかの責任を負うことのできない分量がそこに相当するのだ、そういうものをけじめをちゃんと分けて——そうしなければ、責任がどこにあるかというところは実際出てこないのじゃないか、こういうことを私は言つたわけでありました。

さらに、そういうことを一つ漁業交渉の前途として問題にするならば、母船の方でベコを七十七万、一万五千トンをとらうというところは、これは申し合せてやっておる。ところが昨年はこれが三万四千トンとつた、こういうようなことは、これはやはり規制区域内における問題だけに、対象区域外のところとは違つて、こういう一万五千トンの予定よりとれないという申し合わせが三万四千トンとつた、こういう

問題こそやはりきびしく問題にしなければならぬ問題じゃないでしょうか。長官、これはいかがでしょうか。

○伊東政府委員 永井先生は、七万が八万になつた責任があるからこういうことをやるのだというふうにおとりになつておるようでございますが、そういうことだけではございません。先ほどから申し上げておりますように、特にマスの資源につきましては、将来非常に心配されるというので、日本も、ソ連もとらぬでほしいというのを強く言おうと思つたのでございますが、そういう資源の問題と、もう一つは、以南の四十五度を拡大して、一々一船一船ノルマがきまらなければ出漁できないという状態になることは絶対困難という二つの立場から、これをやつておるわけでございますので、この問題は、七万が八万になつた責任でこういうことをやるのだというふうには私はとつておりません。

もう一つのベコの問題でございますが、先生御承知のように、あそここのベコはアジア系のベコとアラスカ系のベコと両方ございまして、実はアラスカ系のベコも相当多量にとつておるわけでございます。来年度等におきましては、このベコの問題も資源としては非常に少ないということがいわれておる年でございますので、特にアラスカ系ベコにつきまして、あの区域内でも、独航船についても、資源の面から見れば弾力的に考えたらどうだろうか、資源が来年度いいのであればまた出るというよりなこと、弾力的に考えたらどうかというところで、独航船につきましても、実はある程度のを休漁し

てほしいということを言つたわけでございます。

○永井委員 そうしますと、四十五度以南の流し網の自主規制の二割整理という問題は、これは昔封建時代にあつたように、敵の国に使ひするときに、うちの方の責任者の首を切つて、そして箱に入れて、このように処分して参りました、どうかその点はよろしくというふうな、敵の膝下にみずから城の安泰を守るために、部下の者の犠牲の首を持つていく、そういう意味におけるこれは整理なんですか。どうなんですか。

○伊東政府委員 先生とその点は見解の相違でございますが、私どもは資源の問題、それから四十五度の規制区域の拡大は絶対反対だという二つの点からこういうことをしたのでございます。

○永井委員 われわれはやはりこの日ソ漁業交渉の関係においては、事のなるはなるの目になるにあらずで、私は今日このようにいろんな問題が提起されて、そして両国の間で科学的に漁場その他を検討して、そして資源の保護をやりましょうという共通の課題については、平行線のままこれがまだはつきりとした合意に達する点まではいつておらない、こういう平行線のままにしておいて、こちらがまず第一にオホーツク海のこの区域を全部放棄した、そしてこの区域に出た母船二隻を犠牲にして、東の方に一万トンの漁獲量をふやすためにあの地域の漁場を放棄した、それから流し網その他独航船も漁獲量の減るにつれてどんどんどんどんこれを犠牲にしてすぼめてきた、こういうような一つの経過をたどつておると思うのであります。そう

して日ソ漁業交渉の關係についてはもう少し慎重にやるべきであつたにかかわらず、二十七年発足當時においては母船三隻、独航船五十隻、調査船七隻、これだけの出漁であつたにもかかわらず、河野農林大臣になるや、三十一年には太平洋において母船十四隻、西方ムにおいて二隻、実に十六母船という膨大な数にこれをふやして、しかも十六母船団で足りないで、この年度十七船団から十九船団を組もうと計画した。そこでソ連の方からブルガニー・ラインを設定するというような問題が出てきて、大あわてにあわててこれを引つ込めた。独航船については五百五十七隻、こういうような急激な膨大なふやし方をして、われ先に利権的にそういう漁場を争おうとする、そういうような無計画な問題を提起しましたために、先方から資源の保護、こういう問題を出されて、のびきなくなつてだんだんだんだん追い詰められてきておるのが現状だと思ふ。そして母船の安泰を確保しながら、そのしわ寄せを独航船に持つてくる、さらにそれより弱い漁し網に持つてくる。長官は休漁だ、こう言つておりますけれども、休漁といふことはどういふことですか。言葉で休めといふたつて、これは首切りといふことと同じでしやう。マグロ船や何かに転換するといつたつて、資金の關係から、漁具の關係から、規模の關係から、漁師の關係から、こんなもの簡単にできるものではない。ちよつとやそつとの金でできるものではない。これなものはやめろといふことです。ただお前が力があつたらやりなさいといふ、絵にかいたもちです。見せるだ

けのものです。ほんとうに漁民の生活の内容にわたつてこれを転換させるための問題を論議するならば、もつとまじめな答へが出てこなければならぬ。そのためには角屋君も言つたように、この問題はもつと民主的に打ち出して、の審議会が何なりにかけて、これから方向をもつと民主的に打ち出して、そして納得させてやるという、こういう手続、方法が講じられなければならぬにもかかわらず、そういうことはしないでもいけるなりやつてきた。その内容はだれが見たつて、どういふ口実をつつと、母船の利益を確保するために、そのしわ寄せを独航船と漁し網に持つてきた、こゝろいわざるを得ないので。そして船の關係からいたしましても、漁し網の大臣許可關係が最初のころはほんとうにわづか、二、三十隻くらいよりなかつたのが、現在は二百六十四隻にふえた。知事許可船は千七百幾らあつたのが現在は五百五十一隻に減つた。短い間にこういう減り方をしておる。それは大きな三十トン以上、こゝろいふに固めさせるためには、実績船のトン数を持つてこいといふことで、どんどん買いつぶす。五十トン、八十トン以上の大きな独航船についてはやがてそういうものを持つてきますからといふ念書を入れれば認めるといふ差等のあるやり方で、独航船をふやして、沿岸漁船は買いつぶしていく、こゝろいふ形でだんだん個人の漁業權益を縮めてきて、そしてこの縮める過程においては、補償金を何回もお前の方で出せといふので、残つていふものがあつて、大きな負債をしょつて自主調整をやつてきた。この段階にきて、この条約の対象になつておら

ない区域にまで手を伸べて、そしてこれを縮めて、この犠牲において規制区域の母船の漁獲量とその利益とを守ろう、こゝろいふようなやり方は、私は非常に悪性のやり方だと思ふ。行政権限の上に立つて民意を無視した悪性なやり方だと、こゝろ私は思ふのでありすが、これに対して長官はどういふふうにお考えになるのか、お伺いいたしたいと思ひます。

○伊東政府委員 何か先生のお話を伺つておきますと、条約規制区域外の方をだんだん小さくして、母船が何かそういうものの利益だけをほかるといふようなことを先生おっしゃいました、が、現実の漁獲量なんか見ますと、規制区域外の方が過去三九年ぐらひからずつと多くなつておるのでございませう。以前においては母船が操業します区域の漁獲量の方が多かつたのでございませうが、傾向としては、昭和三十四年から規制区域外の方が数はずつとよけいになつてきておられます。また、今度やりました措置につきましては、こゝろいふことをやつて母船の側の利益をはかるのだといふ御質問でございませうが、私も全然さういふことは考へておりません。以南の人もやはり將來にわたつてこの資源を円滑に利用できるといふことは、こゝろやることが一番妥当であるといふ見地に立つてやつたのでございませう、これで私は条約規制区域内だけをよけいにするか、さういふことは手頭考へておりません。

○永井委員 いや、考へる、考へないといふ問題でなくて、あなたのおやりのなる現実の効果といふものが、沿岸漁し網の犠牲において母船が守ら

れるといふ形になつておるわけ。規制外なんです。日ソ漁業交渉が始まつてから漁し網漁業は沿岸でやつてゐるのじゃない。ずつと現代々やつてゐるわけ。さういふ地域に對して、この規制の手を差し伸べるということとはふらち千万だ、私はこゝろいふわけ。これらの問題については、私はまた資料をもつてつと時間のあるときに大臣に對していろいろ具体的に尋ねたいと思ひますが、先般予算委員会の分科会で、母船がほろもけしてゐるのだといふ話をしたら、大臣は、いやさうじゃない、漁し網がほろもけしてゐるのだ、ほろもけしてゐるからこれは何とかなければいけなないのだ。長官もお聞きであつたでしやうが、こゝろいふような大臣のお話があつたわけですが、沿岸漁し網がほろもけしてゐるといふことはどういふことなんですか。数字的に私はこの際長官から承つておきたいと思ひます。

○伊東政府委員 私もそばで聞いておりましたので、その當時のことを覚えておりますが、私の記憶に間違いなければ、大臣はこゝろおっしゃつたと思ひます。四八の以南の漁し網を沿岸漁業、沿岸漁業といふ、しかしいふ沿岸漁業の概念からいふと、大部分のものは違ふんじゃないかと、いふ沿岸漁業といふのは、層からいへばものと低いものだ、あの四八の流しを普通といふのは、あの四八の流しを普通といふのは、同じやうに見るといふことは間違ひだらうといふ意味のことを大臣が言われ、もう一つは、規制区域内でとるものよりも、規制区域外でとる数字の方が、四八は六万五千ぐらひとつております、独航船

はたしか五万三千ぐらひでございませうので、一船当たり割つてみても漁獲量は多いのだといふ意味のことを大臣は言われたのだといふふうに、私は隣にすわつていて記憶いたしておられます。○永井委員 だから、そのほろもけしておるといふ数字の根拠を示してもらひたい。

○伊東政府委員 大臣はほろもけといふことは言われなかつたと思ひます。漁獲量が一船当たり割つてみると独航船より以前の方が多いのだといふことを言われたと私は記憶しております、ほろもけといふことは言われなかつたと思ひます。○永井委員 私の手元にある数字によれば、母船の關係は、独航船と母船の間に取引が行なわれておる。それによると、ベニは一キロ百九十八円、シロの場合九十五円、マスの場合八十三円五十銭、こゝろいふ取引の価格です。ところが漁し網沿岸漁民が漁獲したものの取引は、ベニが一キロ三百四十円、マスが百二十円、これは非常に高い価格で取引されておるので、漁獲量はふえなくとも、母船の一方の価格による搾取といふものがないから、沿岸漁民の収益は上がつておる。独航船の方は母船にベニはねされてゐるから、このやうな価格で取引するから収益が上がる、こゝろいふことによる収益差は私には出てゐると思ふ。こゝろいふ収益差があればあるほど、独占資本に利益を独占せないうために沿岸の漁獲をふやしていくといふ方向をとることが、私は水産庁の行政の方であらうと思ふ。それを逆に、こゝろいふにほろもけしておるのだから、それを削つて、

そしてもうからない方へくつつけてやらなければいけないのだ、こういうような考え方というものは、そういう表面に表われた現象だけを、非常に皮相な見解、浅薄な考えで判断して、そしていかにしたら母船の利益を守る理由がつくだろうかということにきゅうきゅうとしているやり方だ、こう私は思うのであります。このことは水産庁長官に言ったところで解決しない問題だと思ひます。ただ、水産庁は事務当局でありますから、水産庁長官以下やはり良心的な作業をし、そして正しい一つの資料というものが出てこなければいけない。運った価値評価を結論づけるために数字をごまかしたり、作業を左右したり、そういうことはすべきでない。そういう一つの正しい資料の上に立ってわれわれはお互いに価値判断をするというところに、政治なり行政の進歩がある、こういうふうに確信するのであります。

これらの問題については本日は時間がございせんから、私はこの程度にとどめまして、いずれ大臣出席の際もつと突っ込んだ具体的な問題について質疑をしていきたいと思ひます。本日はこの程度で私の質問を終わります。

○野原委員長 次会は来たる十三日開会することとし、これにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

〔参照〕

森林法の一部を改正する法律案（内閣提出第八九号）に関する報告書（別冊附録に掲載）

昭和三十七年三月十三日印刷

昭和三十七年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局